

1 議 事 日 程 (4 日 目)

[平成17年太宰府市議会第1回(3月)定例会]

平成17年3月14日

午前10時開議

於 議 事 室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

| 順位 | 質問者氏名 (議席番号) | 質 問 項 目 |
|----|------------------|--|
| 1 | 武 藤 哲 志 (19) | <p>1. 中学校給食の実施について</p> <p>(1) アンケートの結果について</p> <p>(2) 県下の96市町村の内67市町村で中学校給食が実施されている。</p> <p>(3) 教育委員会、教育長、市長は中学校給食についての方針を明らかにしていただきたい。(年度計画等)</p> <p>2. 乳幼児医療費の初診料の無料化について</p> <p>太宰府市が通院分について、4歳未満児を対象に県下15番目に実施することについては評価をする。</p> <p>しかし、県下の自治体では5歳未満から就学前まで無料や初診料の無料を行っているが、太宰府市も検討していただきたい。</p> <p>3. 教育施政方針について</p> <p>市長の新年度の施政方針の表明に、教育方針の一部が含まれているが、教育委員会、教育長として義務教育、社会教育、学園都市等、教育施政方針を表明していただきたい。</p> |
| 2 | 清 水 章 一 (13) | <p>健康で生きがいのあるまちづくりについて</p> <p>(1) 地域福祉について</p> <p>自治会、健康推進員、福祉委員、食生活改善委員、各団体の役割について</p> <p>(2) 介護予防について</p> <p>要介護出現率を低下させる施策について</p> <p>介護予防を理念から現実へ</p> |
| 3 | 片 井 智 鶴 枝 (1) | <p>財政再建策について</p> <p>(1) 市財政の現状について</p> <p>(2) 行政運営のスリム化について</p> <p>(3) 各種委託事業の見直しについて</p> <p>(4) IT専門職の配置について</p> |
| | | <p>1. 指定管理者制度の導入について</p> |

| | | |
|---|-----------------|--|
| 4 | 中 林 宗 樹 (5) | <p>地方自治法の一部が改正され、「公の施設」の管理方法が、管理委託制度から指定管理者制度に移行されたが、本市における取り組み、導入について伺う。</p> <p>2. 高雄地区の道路整備について</p> <p>(1) 高雄四丁目(高雄中央通り線南側)の道路の拡幅、整備の計画について伺う。</p> <p>(2) 高雄中央通り線から国道3号線への出口の信号機の通過時間をもう少し長くできないか伺う。</p> |
| 5 | 不 老 光 幸 (7) | <p>常設公衆トイレの増設について</p> <p>(1) 西鉄都府楼前駅周辺に市営のトイレが設置できないか。</p> <p>(2) 車利用観光客向けの常設公衆トイレの増設計画は。</p> |
| 6 | 山 路 一 恵 (11) | <p>指定管理者制度について</p> <p>(1) 条例制定する上での問題点と要望。</p> <p>(2) 今年度中に制度化を考えている施設はあるのか。</p> |
| 7 | 門 田 直 樹 (6) | <p>IT関連予算の削減について</p> <p>(1) 市の情報化統括責任者(cio)はどうなっているのか。</p> <p>(2) アドバイザーとして外部専門家を配置する考えはあるか。</p> |

2 出席議員は次のとおりである(20名)

| | | | |
|-----|------------|-----|------------|
| 1番 | 片 井 智鶴枝 議員 | 2番 | 力 丸 義 行 議員 |
| 3番 | 後 藤 邦 晴 議員 | 4番 | 橋 本 健 議員 |
| 5番 | 中 林 宗 樹 議員 | 6番 | 門 田 直 樹 議員 |
| 7番 | 不 老 光 幸 議員 | 8番 | 渡 邊 美 穂 議員 |
| 9番 | 大 田 勝 義 議員 | 10番 | 安 部 啓 治 議員 |
| 11番 | 山 路 一 恵 議員 | 12番 | 小 柳 道 枝 議員 |
| 13番 | 清 水 章 一 議員 | 14番 | 佐 伯 修 議員 |
| 15番 | 安 部 陽 議員 | 16番 | 田 川 武 茂 議員 |
| 17番 | 福 廣 和 美 議員 | 18番 | 岡 部 茂 夫 議員 |
| 19番 | 武 藤 哲 志 議員 | 20番 | 村 山 弘 行 議員 |

3 欠席議員は次のとおりである

な し

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(30名)

| | | | |
|-------------|---------|-------------|---------|
| 市 長 | 佐 藤 善 郎 | 助 役 | 井 上 保 廣 |
| 収 入 役 | 松 島 幹 彦 | 教 育 長 | 關 敏 治 |
| 総 務 部 長 | 平 島 鉄 信 | 地 域 振 興 部 長 | 石 橋 正 直 |
| 市 民 生 活 部 長 | 関 岡 勉 | 健 康 福 祉 部 長 | 古 川 泰 博 |
| 建 設 部 長 | 富 田 謙 | 上 下 水 道 部 長 | 永 田 克 人 |

| | | | |
|---------|------|----------|-------|
| 教育部長 | 松永栄人 | 監査委員事務局長 | 花田勝彦 |
| 総務部次長 | 松田幸夫 | 地域振興部次長 | 三笠哲生 |
| 健康福祉部次長 | 村尾昭子 | 総務課長 | 松島健二 |
| 行政経営課長 | 宮原仁 | 財政課長 | 井上義昭 |
| 地域振興課長 | 大藪勝一 | 観光課長 | 木村甚治 |
| 市民課長 | 藤幸二郎 | すこやか長寿課長 | 有岡輝二 |
| 国保年金課長 | 木村裕子 | 保健センター所長 | 木村努 |
| 建設課長 | 武藤三郎 | 上下水道課長 | 宮原勝美 |
| 施設課長 | 轟満 | 教務課長 | 井上和雄 |
| 学校教育課長 | 花田正信 | 社会教育課長 | 志牟田健次 |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（6名）

| | |
|--------|------|
| 議会事務局長 | 白石純一 |
| 議事課長 | 木村洋 |
| 書記 | 伊藤剛 |
| 書記 | 満崎哲也 |
| 書記 | 高田政樹 |
| 書記 | 塚原裕子 |

再開 午前10時00分

~~~~~

議長（村山弘行議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第1回定例会を再開します。

本定例会での一般質問の個人質問通告書は、7議員から提出されています。

議事日程はお手元に配付しておるとおりです。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第1 一般質問

議長（村山弘行議員） 日程第1、「一般質問」の個人質問を行います。

19番武藤哲志議員の個人質問を許可します。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

19番（武藤哲志議員） 平成17年3月議会の一般質問は、市長、教育長に回答をいただきます。質問事項は、中学校給食の実施、乳幼児医療費の初診料の無料化、教育施策方針の3点です。

初めに、中学校給食の実施については、平成16年12月14日、市長は長年の懸案であり、調査結果、議会の特別委員会の審議や教育委員会において方向性が決定される前に、中学校給食につきましては協議させていただくと、私の質問に回答いたしております。

また、教育長は、アンケートの回収率は72.1%と報告、今日まで中学校給食は、学校時制、教育課程、施設面で困難と答えていたが、教育委員会としての長年の懸案事項であり、今後の方針、方向性の検討に入り、議会の審議結果、市の財政状況等を見きわめながら、教育委員会としての方針を考えていると回答しております。

中学校給食の現状は、平成16年で県下96市町村のうち、67市町村で完全給食やランチ給食、弁当給食などが実施され、今後、市町村合併で実施自治体は増加する状況です。

私は、中学校給食の実施については、30年間の議会活動で、この問題を30回以上質問してきました。成長期の健康管理、家庭環境の変化、また中学校給食は教育の一環であり、実施要求をしてきましたが、今回中学校給食に関する意識調査の結果も明らかになりましたので、市長、教育長に今後の方針について回答を求めます。

2項目の質問は、乳幼児医療費の無料化を実施していただきたい。

太宰府市は、今年度から通院は4歳未満として、県下15番目に実施したことには評価いたしますが、各地の市町村では、児童・生徒及び乳幼児医療費の負担の軽減を行い、安心して子どもを育てる上で行政施策として、高校・中学校・小学校卒業まで通院や入院も無料を実施している自治体は181市町村あります。成長期の子どもの病気は様々です。通院での初診料、薬代など、親にとって大変な負担です。太宰府市でも少子化の現状であり、幼児・児童数は年齢構成

で約600名前後です。全幼児・児童が病院にかかる受診件数は、1人当たり年間平均で16.5件であり、国保加入者の受診率は少ない傾向です。

医療費の支出内容は、入院で0歳から3歳までで平均30名、入院日数は平均6日、通院は3日です。入院、通院の合計医療費は、1人当たり平均で2万6,562円です。今回4歳未満の無料化に対し、予算計上されてる額は835万5,000円であり、0歳から4歳まで医療費に対し、国、県の負担もあり、約1,600万円の予算で0歳から4歳までの初診料の無料化ができると思われませんが、市長の施政方針の大きな柱である太宰府市次世代育成支援対策行動として、子育て支援のため、初診料無料化を実施する考えがないかを回答を求めます。

最後に、教育施策方針について質問いたします。

新年度の予算執行に対し、市長より施政方針が表明され、その一部に教育関係も含まれておりますが、予算の中で教育委員会所管分は約13%、26億8,000万円を超えております。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第2条、第17条、第20条では、教育長には教育行政に関するすべての事務、権限、統括権があります。太宰府市では、教育方針、施策は教育委員会発行の教育要覧を、毎年7月以降発行し、配付される状況ですので、新年度の重点的な教育方針として、義務教育、社会教育、財政支出等、方針を明らかにすべきと思いますが、教育長の回答を求めます。

回答については自席でお願いいたします。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 市長、教育長の回答をということでございますけれども、まず私の方からお答えいたします。

中学校給食の今後の方針につきましては、昨年12月定例議会での武藤議員の質問、さらには本定例議会での公明党太宰府市議団の代表質問に対します市長の答弁と重なる部分があるかと思いますが、よろしく願い申し上げます。

今後の中学校給食のあり方について、昨年11月学校関係者などを対象に、中学校給食についての意識調査を実施し、結果の取りまとめ、分析作業を先月2月に終えたところでございます。

今回の調査結果を受けまして、私ども教育委員会としましては、今後の進め方などについて協議検討に入ったところでございます。

なお、今回の調査結果や太宰府市中学校給食・少子高齢化問題特別委員会での審議結果など、その内容を十分踏まえながら、教育委員会としての方針を出したいと考えております。

また、教育委員で構成される教育委員会での協議や、庁内に検討委員会を設置することにしたしており、多方面から検討を加え、方針の決定を行いたいと考えており、いましばらく時間をいただきたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 前向きな回答については評価をいたしますが、今部長が答えましたが、教育委員会や市長部局として、2年間にわたりまして議会の特別委員会が慎重に審議をし、今議会に中間報告を出すんですが、議会が2年間もかけて調査をしてきた。そしてその中で行政側がアンケート実施をしましょうという形で前向きに検討いただいた。そして大変すばらしいアンケート結果が、ここに配付をされておりますが、また議会やアンケートが出たが時間をいただきたいと。それから教育委員会で検討するということですが、大体時間はまたね、2年もかかるのかどうか。

福廣環境厚生委員長としても、代表質問の中にありましたが、早く平成18年までには実施してほしいという質問がありましたが、いつまでも時間を引き延ばすというのは問題があると思うんですね。議会としても、やはり少子化対策として中学校給食をとというのはもう切実な問題。これをずっとしてきたんですが、いつまでも時間を引っ張るとするのが一番問題と思うんですね。

教育委員会、先ほど施政方針の中にあつたように、教育委員会にはその権限がある。財政的には行政にお願いしなきゃいかん、この2通りがあるんですが、だからいつまで時間をかけるのかどうか、これがまず基本ですね。

ちょっとその辺の時間的な問題としては、福廣議員の質問の中でも、明確に平成18年までは実施してほしいということだったんですが、わかりました、そういう状況で進めましょうというのはなかったですね。だからまず、教育委員会としてはどのくらいまでやるのか、そして市長部局としてはそれをどう受けとめるかというのは、市長部局の方にお聞きしたいと思うんですが、まずその1点をちょっと回答いただけませんか。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 先日からたくさんの方のご協力をいただきながらアンケートが実施できました。大変ありがたいと思っております。現在、議会の特別委員会の方でいろいろとご審議をいただいております。

こういうことを踏まえまして、先ほど部長が申しましたように、一つの方向を決めたいと思っているわけですが、今までの教育委員会としても困難性をいろいろ述べてきた、そういう事情もございまして、教育委員会といたしましては、議会の皆様方のご意見を聞いて、そのご意見の状況によっては、早目に結論が得やすいこともあると思いますし、時間のかかるようなこともあるんじゃないかと思っております。

教育委員会といたしましても、アンケートの結果にありますように、そういう希望が強いということ、また子どもたちとか先生方の様子等も把握したわけでございますので、そういうこととあわせて結論を出したいというふうに思っておりますので、今ですね、いつまでというようなことを早計として述べるというのは、まだ皆様方の特別委員会の意見を聞いた上で検討させていただきたいというふうに考えておりますので、先ほど部長が申しましたようなご返答になったことをご理解いただきたいと思います。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） この周辺の中で、中学校給食、様々ですね。筑紫野市は共同調理方式、それから春日市は弁当方式になっておりまして、那珂川町が今年から実施をします。現在中学校給食の実施をされてないのは、大野城市と太宰府市というだけになるんですが、一番最後になるようなことは、やはり4市1町の中ですね、教育委員会にしても市長部局も批判も受けるわけですが、私は過去の質問の内容をずっと見てきたわけですが、行政側としても、行政としてね、中学校給食をどうしたらいいかという調査はされたのかどうかということですね。やはり議会も様々な形で、いろんな形で審議をいただいておりますが、教育委員会や市長部局としてはどういう調査をされたのか。アンケートは大変お金もかけていただいて、年齢構成別に小学校や中学校や一般とかですね、いろいろこうこんなすばらしいアンケートが出たわけですが、教育委員会としては、教育長として教育委員会に提案する内容としてはどういう調査をされたんでしょうかね。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 教育委員会としてどういう調査をしたかというお尋ねでございますが、今日まで筑紫地区での実施状況の概要を把握いたしております。

しかしながら、まだ詳細についてきちっとしたものを出しておりませんので、今後そういった財政状況等も踏まえて、詳細な調査をしていきたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 私は過去の質問の中で、やはり中学校給食はそんなに難しくないと。ここにおられる執行部の方も思い出していただきたいのは、現在小学校と隣接してる中学校というのが、太宰府西や学業院中学校なんですね。ところが太宰府東と、それから太宰府中学校はちょっと小学校と外れておる。だから、今ある小学校の調理施設、児童数が少なくなっておりまして、そういう状況の中で、調理業務については論議の末に民間に調理を委託する、教育委員会としてはぴしっとしたメニューだとか栄養士を管理していくという形で議会で論議をされて、順次小学校の調理業務の民間委託をやってきました。

ただし、やはり民間には委託したものの、7つの小学校のうち、どうしても直営で残しておかなければならないものがあるという説明を議会にもしてきております。だから現在の施設で、しかも委託もして、委託業者としては今年の当初予算の決算にも出てきておりますが、年間委託を受けるにはどうしても給食室の増設といえますか、早よ言えば委託を受ける生産ラインがあるという問題もありますが、そういう小学校の調理施設を使うとか、こういう問題についても論議、検討する必要があるんじゃないかと思うんですが、そういうものは検討はすぐしなさいと質問したことがありますが、その回答文書を見ましたら、そういう状況になれば検討することも考えられるとあります。その辺、現在のところ太宰府東中学校と太宰府中学校が小学校と離れている。現在の委託がされてる状況もありますし、直営でやってる部分もありますが、そういうような検討はできるかどうか。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 給食の実施方式について、小学校の調理場を使った方式はどうかというご提言でございますが、先ほど申されましたように、せんだって弁当給食であるとか直営のセンター方式だとか、あるいは民間の委託方式等様々な形があるのでございますが、先ほど申された件についても検討の中には入ろうかと思えます。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） まずやはり教育委員会として、はっきり言って協議や検討委員会を設置すると。私が一番言ってるのは、議会についてもこれだけあなた方と協議をしながらやってきたのに、また教育委員会で協議、庁内に検討委員会を置くというのは、またそこで時間がかかることがやはり問題じゃないかということなんですよね。

だから、あなた方と2年間にわたって審議をしてきたのを、今度は特別委員会の手を離れて、そして特別委員会からの報告もあると思うんですが、またあなた方が庁内で協議をしてどうするこうするということでしよると、また1年、2年かかることに問題があると。

だから、直ちにどういうふうにするかという方針は教育委員会が出して、市長部局に財政的な援助を受ける。それと同時に新たに中学校に調理施設をつくるというのは大変な財政負担があるわけですから、だから小学校の調理施設を使って、中学校2校についても、全部で4校ありますが、隣から持ってくる分もありますし、1km以内のところから配達する場合もあるでしょうが、そういう早く検討することは、教育委員会として審議を進めていただかないと。2年たった、3年たった、4年たったでは問題がありますので。

そしてこのアンケートの中にも、はっきり言って給食費は幾らまで負担できますかと、それからこのアンケートの中を見ておまして、本当に朝子どもたちが御飯を食べないで来ると。だから、全体的に子どもの、児童の中で、多数を見るんじゃなくて、やはり教育は等しくというのがありますから、平等な部分もやっていく。

またいろんな父母の中にも意見があります。体の部分でどうしてもアレルギー体質があるとか、そういうものもあるんですが、民間委託するときにはその問題はもう何回も論議してきたわけですよね。子どもたちの発育状況の中で、卵がだめだ、牛乳がだめだとかという論議もしてきたわけですが、それはそれなりに教育現場で対応できると思うんですよ。だから、そういう長時間かけないで結論を出していただきたいというふうに思うわけですね。

それから、まず一番大きな問題は、財政問題と思うんです。入ってくる給食費としてもらう金額、そしてそれに対する国、県の補助金の問題もありますし、それから委託にするか直営にするかという論議もあるでしょうけど、ある一定議会の審議の中ではそこまでは踏み込みませんでした、現実のところ。施設をどうするかという、こういう問題とか、いろんな形で給食費の収入と支出の関係で、そしてどのくらいの国、県の補助金があり、どうするかという論議は、教育委員会にしても市長部局についても、それはそちらで決める内容なんです。議会ではそこまではなかなか、予算上がってくれば審議はできるんですが、そういう財政的な問題につ

いても、この教育委員会の検討委員会で早急に結論を出せるのかどうか。この辺はどうでしょう。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 庁内に検討委員会を設置して、ただいま申されました国、県の補助金、施設のあり方、収入、支出などの状況について詳細に検討をしていきたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） その内容を早目に市長部局にですね、やはりあなた方がある一定出さないと、市長の答弁を見ますと、やはり協議を事前にしたいと、こう言っていただいとりますよ、市長としてはですね。だから、私も先ほど言いましたように、議会の審議や教育委員会の方向性が決定される前に、中学校給食について教育委員会や議会にもある一定の協議が必要だというふうに、市長は答えておりますよ。だから、あなた方は、議会がぜひやってほしいというものを、教育委員会の所管ですから、ある一定の方向性を出していただいて市長と協議をすると。市長は、決定されてからじゃ私どもはだめですよと、事前に協議をさせてくださいと、議事録見たら載っとんですから。

だから、あなたの方は早目に、今後の方向性として時間もかけなくて、どのくらいの財政でどういう方向というのがありますから、議会としてはそのことを早く返してほしいと。私どもは審議をしてやりなさいということは言えますが、実施をする教育委員会や市長部局としては、こんな状況になりますと、この方法でいくとできるとか、この辺には負担がかかるとかというのをやはり早急に決める必要があるんじゃないですかということなんです。そういう方向性をいつまでもかかることは困りますが、この平成17年度中の、できれば6月、9月ぐらいまでは出していただいて、平成18年4月1日から実施ができるような方向性を検討していただくかどうか、この辺はいかがでしょうか。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 時期の明示ということでございますが、現時点においていつまでということはまだ出せない状況でございます。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） だから、せっかくこう前向きに行ってるんだけど、方向性が出せないと、こうなってくると、難しい。私どもの議会の特別委員会や議会の質問を見よって、何回もこの問題はずっとやってきた。私も歴代の教育長さん、陶山教育長さんとか藤教育長さんとかありましてね、その答弁としては何らかの形で、やはり子どもたちの問題でという形で前向きだった。ところが財政的に厳しくなったりしてきた経過がありましてね、陶山教育長さんについては検討したいというのが過去にある。藤教育長さんになりましたら、財政的にちょっと厳しくなりましたという形で引き継いできた結果、その間に川邊町長さんや有吉町長さん、市長さん、伊藤市長さんと、こう歴代の市長さんが代わる中で、やはりその辺の長い期間の中

で、財政的な問題やいろんな状況があって答弁が変わってきたんですが、やっと今、市長、教育長、教育委員会の考えが一致してきてるわけですよ。議会とも一致になってますが、そういう状況の中で、やはり時間をいつまでも置くことは余り好ましくないと思うんですが、急いでいただくということは確認していいでしょうか、教育長。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 現在、話題が中学校給食をどうするかということで、それはそれでいいと思いますが、私どもは中学校教育全体の中でやっぱ給食を考えていくと考えたときに、先日も質問にもありましたように、じゃあ部活等をどうするのかとか、現在学力がこれだけ言われてるのに放課後はどうするのかとか、そういうふうなところのですね、納得といいましょうか。給食にもしたくさんの時間をとるようになれば、前から言っておりますように、トータルはいつも同じですから、どっかを減らさなくちゃならない。だから、そういうふうなですね、ことに対して、非常にまだ踏み込みといいましょうか、そういうところをしてないところがございまして、給食検討委員会の結論を見ながら、それと今まで申し上げましてきたような困難性と財政的なものを勘案しながら方向を出したい。

おっしゃるように踏み込んでいいでしょうか、今までほとんどできないんじゃないかと答えておりましたが、やっぱり何らかの形でしていくという方向についてはですね、ご理解いただけたと思いますから、その辺をもう少し整とんして、それの中でできるだけ早い努力をしていきたいというように思っております。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 部活だとか放課後だとか時制の問題いろいろあると思うんですが、それはよくわかります。ただし、4市1町の中で、早よ言えば、もう実施しているところがあって、やはりそこでは部活の問題や時制の問題や放課後のいろんな部分があっても、それはもうできてるわけですからね。初めから太宰府市だけはほかの学校よりも教育重点にしていると、休憩時間をよりよく長くとるとかという問題とは、よその自治体では先ほども言いましたように、県下の中で、67市町村が中学校給食やってるんですから。だから新たにこう太宰府市だけは始めなさいという問題じゃないからですね。その辺はやはりほかの学校、あなた方が教育委員会として全県の状況というのは一番よく知ってるわけですから、やはりよその学校よりも太宰府市は教育に重点を置いてるとか、休憩時間を特に子どもたちのためにとってるとかという問題じゃないと思いますので、その辺はひとつ私は解決できるんじゃないかと思うんです。

時間もあれですが、市長、12月14日の私の質問の中で、市長の回答については大変感謝をしております、議会や教育委員会の前にある一定財政的な問題があるんで、ぜひその前に協議をさせてほしいという回答をいただいているんですよ、議事録見ていただいたらわかりますが。どういう状況でどう見きわめながら財政的な処置を講じるのか、最終的にはやりたいと思っても財政的な施設面だとか、そういう問題がありますが、もう時間もありませんから教育長の答弁もいただきましたし、市長、簡単にひとつ。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 中学校給食の問題でございますが、ただいま教育委員会の方から申し上げましたように、今回の意識調査等の結果を踏まえまして、委員会としても方針決定の方向に向けて、作業、協議、あるいは検討に入ったというふうにとめております。

私といたしましても、多数の市民の皆さんのご要望でもございますので、その状況を見きわめながら、できるだけ早い時期に何らかの方針を示したいと考えております。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） ぜひいつまでも時間をかけなくて、できれば那珂川町も今年の4月1日から実施をするようですが、太宰府市も少なくとも平成18年の新年度から実施ができるように、市長部局と教育部局と協議をいただきたいと思っております。

続いては、2点目の回答を求めます。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部次長。

健康福祉部次長（村尾昭子） 乳幼児医療費の初診料の無料化についての質問にお答えをいたします。市長の答弁をということでございますが、私の方からお答えさせていただきます。

乳幼児医療費の助成制度の対象として、入院につきましては平成15年10月から対象年齢を就学前までに拡大し、通院につきましては本年7月から1歳引き上げることで、今回条例の改正を提案させていただいているところでございます。

ご質問の初診料の無料化につきましては、通院の対象を1歳引き上げることによる財政的な影響を見定めながら、総合的な観点から検討していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 1歳引き上げたということで、この周辺が4歳になったり、筑紫野市が5歳になっておりますが、今回引き上げて予算について議会の承認を求めてきてるのは8,355万円なんですよ。0歳というのはなかなか母体のお母さんのそういう免疫がありまして、なかなか病気にかかることがない。特に3歳というのは少ない状況も、私も先ほど言いましたが、入院が6日で通院が平均3日ぐらいですよ。だからできるわけですが、当然4歳までもはっきり言って初診料無料にしても1,600万円というのは、はっきり言って今マンションの売り出ししてる金額1,600万円から1,700万円あたりの金額なんですけど、財政が厳しいと言いつつながら、少子・高齢化の中でね、子どもたち、安心してと。

本当に調べてみましたら、福岡県だけなんですよ。3歳までは医療費は無料化してるわけですよ。ところが全国3歳までは初診料も無料化してる。福岡県だけが無料化してない。もうこんなのは私、初めて調べてみてわかりましたが、だから独自に初診料の無料化をやってる自治体もありますし、県がしてなかったら太宰府市だけしたらどうかと。総額で1,600万円あればできるわけですが、その辺、私の方の決算だとかいろんな資料で分析してみても、私の計算方法と行政側の計算方法について食い違いがありまして、あなたの方が大変忙しい中に、初診料

を無料化するのについての太宰府市の4歳までの児童の総数を出していただいたら、大体1,600万円だという数字を、大変時間をかけて、あれだけの医療費の計算方法で出していただいたんですが、無料化にするのに1,600万円あればできるかどうかというのは、その辺は確認できますか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部次長。

健康福祉部次長（村尾昭子） ただいまのご質問でございますが、1,600万円というこの金額、担当課の方で試算した分ではございますが、ただいま現在の乳幼児医療費の助成制度の年齢のところでの試算でございました。今回、あと1歳引き上げをする予定ということでの試算をいたしますと、約2,000万円程度になろうかと思っております。

こういった中で1歳引き上げ、さらに初診料の無料化というのは、今の太宰府市のこの状況ではなかなか厳しいと思っております。

それから、やはり市町村によって、自治体によって、福岡県ではまだできてないといいますが、それぞれのところがばらばらの形で初診料をどう考えていくかということだと思いますが、それぞれ居住される自治体、市町村によってまた制度にばらつきがある。今の乳幼児医療費そのものの助成もばらつきがある。そしてまた初診料もばらつきが出てくるということでございますので、いましばらく市民の方々の公平性、そういったもの、利用される方の公平性、それから市町村にとっての公平性、そういったものもさらに見きわめながら考えていくべきものだというふうに考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） まず、太宰府市の場合はいつもこうほかの自治体から見て遅れてね、やってるわけですが、やはり太宰府市は少子化対策として初診料を無料化して、本当に子どもたちに対する配慮がなされてると。福岡県では、担当課の方に私は全国の部分を出しましたが、担当課では大変忙しい中に初診料の無料化をしてるのは福岡県は1か所しかないという報告までいただきましたが、特に神奈川県だとか沖縄県では就学前までの初診料の医療費の無料化を実施しているところですが、福岡県では初診料は有料化になってるために大変な負担になりますが、ただしさっき言いますように、4歳までが全員ですね、2,400人が病院にかかるわけじゃないんですから、だからその辺は検討できないかということと、やはり私もその自治体その自治体の財政的な問題もあると思うんですね。今、国保の給付支払基金というのが9,444万6,000円あります。そういう基金を使うということと、それからやはり太宰府市の中にある財政的にどうするかということで、筑紫野市が論議の末にいろんな意見があったようですが、市の広報に広告を載せるという問題で財政的な確保を図りたいというのがありましたが、やはりそういう財政的なものも新たに見つけ出すと。財政的に厳しいという答弁がありましたが、財政的に厳しいならば市の広報に、企業を含めて広告収入をとという形で確保する。

それから歴史と文化の環境税もいろいろありますが、そういう環境税が入ってきた、全国が

からお見えになった方から環境税いただいてる。その中に乳幼児の初診料の無料にするためにある一定支出をするとか、こういうものはやっぱり市民が納得してくれると思うんですよ。環境税をいただいたわ、そういう状況をどういうふうに使うのかっていったら、乳幼児医療費の無料化のためにとか、初診料の無料化のために使いますよと、広告収入は初診料に充てますよという、それが内部のあなた方の市民に説得できる一つの基礎だと思うんです。そういうものはやっぱりまず検討する必要があるんじゃないかというふうに考えます。

それから、私、一番の悩みは、私の方の山路議員も質問しておりましたが、未交付世帯、それから資格証明書は少ないんですが、短期保険証とあるんですが、子どもには何の責任もないと思うんです。やはり滞納世帯の中で4歳未満の乳幼児がいた場合は、はっきり言って子どもだけには健康保険証は渡していただきたい。世帯主滞納世帯ははっきり言って医療にかかれなくても、子どもだけの病気を治してやるためには、はっきり言って健康保険証の中の病院に持っていける、乳幼児医療証と子どもだけの健康保険証、これを渡すことはやはり太宰府市にとって21世紀を担う子どもたちのためにすべき施策と思うんですが、滞納世帯ははっきり言って今悲惨な問題もあります。やはりその中に介護を受けたいと思えば、お年寄りもおればやはり世帯主が、所得のある者が健康保険税を払わないと全部の保険証がもらえないという現状があるが、その中で子どもだけでも4歳未満の医療費については医療証と健康保険証を。未交付の世帯が300世帯、それから短期保険証の世帯が300世帯ぐらいありますが、こういう内容について財政的な裏づけと短期保険証の発行はできないかどうか、その辺を、どちらから回答いただきますでしょうか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部次長。

健康福祉部次長（村尾昭子） 乳幼児医療証は、現在医療保険各法によりまず被保険者証、組合員証または加入者証をあらかじめ申請のときに提出をしていただくことになっております。

それで、今現在といいますか、この近年未交付あるいは滞納の方々に前もって乳幼児医療証を出してるということをございませませんが、未納あるいは滞納、そういった方々が出てきました場合には、納税の窓口、それから給付の窓口、速やかに連絡プレーの対応をして、やはりお子様の緊急な治療ということにつきましては、その相談を受けながら速やかに乳幼児医療証を出していきたいと、そういう対応でできるのではないかというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） まず太宰府市の3歳未満の医療状況を見ますと、はっきり言って国民健康保険の加入者と社会保険、共済組合だとか健康保険組合だとかありますが、太宰府市の国民健康保険の加入者の受診率というのはわずかなんですよ、ですね。だからはっきり言って、子どもはあなた方としても徴収をするときに、太宰府市は4歳未満まで無料にしましたよと、あなたは滞納ですけど、もしお子さんが国保の加入者の中に、数少ないと思うんですが、うちは行政として、あなたのところには4歳未満の方がおりますから、4歳未満の方の保険証と医療証を現物支給というか、窓口で払わなくていいようなものも出してるんですよということが

徴収義務にも伝わらなくなりますし、行政としての配慮もしてまいりますよ。

だから、今の次長の答弁だとあくまでも納税相談、誓約書、代表質問で私どもの山路議員が質問していましたが、あくまでも900件近く誓約書を書いてもらって、短期保険証を出すという、そしてそれが守られてないということで300世帯が余りいい納税者でないという答弁がありました。やはり内部的には行政側がやる手法というか、行き届いたという、市長の言う市民を大切にしたいという中では、そういう4歳未満の滞納世帯についてだけでも、太宰府市は医療証と子どもだけの健康保険証は渡しますよと、こういう内容をぜひ検討いただきたいのと、それから1,600万円と私が言っておりましたが、1歳切り上げることによって400万円増えて2,000万円ということですが、内部的には財政をどうするかというのはそんな大きな金額じゃありませんよ。マンション1戸分ぐらいの金額だし、その辺を内部的にはやっぱ調査をいただきたいと思いますが、この問題もあと残りも時間なくなりましたが、市長、私の質問の趣旨についてご回答いただきたいと思います。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 乳幼児医療の助成制度の問題でございますが、私は基本的には少子化対策の上から、県下市町村ばらばらであっては好ましくないというような感じを持っております。

しかしながら、本市におきます状況等につきましては、いろいろご指摘がございましたが、周辺市町の状況あるいは本市の財政状況等勘案しながら、今後十分検討してまいりたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） だから、そんなに難しい問題じゃありません。国民健康保険、市長担当部局から説明を受けたらわかると思うんですが、太宰府市には特別徴収というのが、税金というのは天引きされてる方がたくさんおられて、社会保険が国民健康保険の乳幼児医療の中では多いんですよ。国民健康保険の加入者で、4歳未満の児童数というのは大変少ない状況です。だから、そこだけには滞納者、そういう資格証明、こういう短期保険証の方でも、あなたの方にはお子さんがおられますので病院にかかってくださいという、乳幼児だけの健康保険証と乳幼児医療証が出せるような内容はですね、太宰府市長としてやはり子どものために考えますよと言えるような施策をですね、ひとつ内部検討をいただくことを要求をいたしておきます。

あと17分になりましたので、最後の回答を受けたいと思います。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 教育施策方針について、教育委員会からご答弁申し上げます。

本市では、第四次太宰府市総合計画を策定し、市民一人ひとりの幸せな暮らしを実現するためのまちづくりを推進しているところです。

さて、今後を展望するとき、国際化の進展、環境問題の深刻化、高度情報化の進展、科学技術の発展、少子・高齢化の進行、生活意識の変化、価値観の多様化など、教育を取り巻く社会

情勢はさらに大きく変化するものと予想されます。その変化に合わせて、教育改革、行政改革などが進み、学校教育、社会教育のあり方も着実に変化、進展しているところでございます。教育委員会といたしましても、将来を展望してこれらの教育をしっかりと見定めていかねばなりません。

ご質問にありますように、太宰府市教育施策要綱は、本市の基本的な考え方を、県の教育目標とか主要施策と整合性を持たせ、年度内に作成し、教育施策の方針としております。太宰府市の教育は、将来を担う青少年を健全で心豊かな社会の一員として、明るく住みよい社会を醸成する社会人の育成を目指しております。あわせて学校、家庭、地域が連携して教育の充実に努めることは肝要であり、より一層の相互連携が必要と考えます。

特に、学校教育においては、学習指導要領に基づき、児童・生徒に基礎基本を確実に習得させ、確かな学力を身につけさせるとともに、特色ある教育を展開し、生きる力の育成を目指します。

社会教育においては、各社会教育施設の機能を十分に発揮し、子どもたちの生きる力の育成や地域家庭教育の教育力の向上に努めてまいります。

現在、国における三位一体の改革が進む中、本市を取り巻く状況はさらに厳しさが増しており、財政改革の取り組みの中で、教育委員会といたしましても、効果的、効率的な行財政運営に努め、普遍的な教育の理念を踏まえ、長期展望に立った教育施策を積極的に進めてまいり所存でございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 今、教育長から教育委員会の方針としての要約を回答いただきました。私はいつもこう施政方針を聞きながらですね、太宰府市の教育委員会というのは大変なやっぱ仕事だなと。あれだけ義務教育として小学校、中学校の児童・生徒を預かってる。それから社会教育だとかいろんな幅広い分野がありましてね。そういう状況の中で、やはり教育委員会としても、私はやっぱ年度の初めにある一定の文書でもいいですから、教育委員会の方針としては、今年の重点的な問題で、さっきも言いましたように、財政問題と教育の問題とこういういろいろあると思うんですが、やはり年度初めに、7月に印刷されて私どもに配達されるのはもう1年のはっきり言って終わりごろなんですね。だから、終わりごろだし、予算委員会もありまして、今年はこの研究指定校にしますとかがってのは審議はできるかもしれませんが、ある一定教育委員会としても、教育施策といいますが、方針をある一定年度当初には文書配付ぐらいはいただけないかなと、予算審議の関係もありますけど。

先ほど今大変教育長から太宰府市の教育施策要綱ですか、そして教育行政、この太宰府が学園都市と言われる、大学もある、高校もあるですね、幼稚園もあります、ある一定方針的なもの、こういう質問しなくてもある一定文書配付をされてるということで、議長から言われれば済むことですので、一々言わなくても文書配付ぐらいは当初できないかどうか、その辺を回

答求めます。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 例年3月の大体末ごろになりますが、教育委員会で最終的な策定をしておりますので、でき上がり次第議員さんの方に配付するようにいたします。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 大変教育長の方からですね、今年はこの状況ですが、来年度市長の施政方針があったときに、教育長からは教育委員会の施策方針として、どのような教育行政を行うかという配付をいただくということで回答がありましたので、ありがとうございました。

私、これで一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員の個人質問は終わりました。

ここで11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時52分

~~~~~

再開 午前11時10分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、13番清水章一議員の個人質問を許可します。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

13番（清水章一議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告をいたしております健康で生きがいのあるまちづくりについて質問をさせていただきます。

私ども公明党太宰府市議団は、先月平成の会と一緒に長野県の上田市で保健補導員制度と東京都老人総合研究所で介護予防等について行政視察を行わせていただきました。ともに健康づくり、介護予防について一定の成果をおさめておられるので、その事業を紹介し、本市にとって少しでも参考になり、健康で生きがいのあるまちづくりに寄与すればと考え、質問をさせていただきます。

市長の施政方針でも述べられましたが、昨年地域福祉計画が策定をされました。素案の段階ではありますが、地域福祉計画策定に当たって太宰府市の理念として、1つ、人間性の尊重、2つ、自主自立心の強化、3つ、地域生活の重視、4つ、社会的連携の理解の4項目を掲げています。いずれも大事な項目であり、それぞれが連携をしているわけですが、私は特に2番であります自主自立心の強化に注目をいたしています。健康づくりといっても何が大事かといえ、自分自身であります。すなわち自助をどう育てていくかが今後のポイントのように思えるのであります。

そのことを痛感したのが長野県120の全市町村が実施している保健補導員制度であります。このことは平成16年6月議会でも紹介させていただいたわけですが、現地に行って改めてその必要性を感じたものであります。ご存じのように、長野県の平均寿命は男性が全国1位、女性

は3位、1人当たりの老人医療費は90年から13年間全国で一番低く、長寿県、長寿信州とも呼ばれています。その要因は様々ありますが、その一つに、この保健補導員組織の活動を挙げておられます。この制度の特徴は、地区住民の自主的組織として自らの手で健康を守るために自発的に問題に取り組み、解決を図ろうとすることにあります。単に行政機関のお手伝いだけでなく、自主的な組織活動を通じて、まず自らの健康意識を高め、さらにそれを地域に広め、地域ぐるみの健康で明るい社会を築き上げていくことでもあります。視察した上田市は417名が市長から委嘱を受けられ、1人が109世帯を受け持っておられます。自治会長の推薦により選出され、任期は2年とし、その後はOB会として活動をされています。活動内容は様々ありますが、主なものとして7つほど紹介をさせていただきます。

1つ目に、研修会等で学んだことを家族や地区の人々に広めること。2つ目に、上田市の健康づくり計画を推進すること。3つ目に、病気の早期発見、治療のための健診を広め、多くの人に健診を受けるように勧奨すること。4番目に、40歳健診申込者への受診の勧奨。5番目に大腸集団検診申込者への容器の配布。6番目に、乳幼児健康診査等への参加協力。7番目に、健康相談、健康教室への参加を勧めること等々であります。

こうした活動を家庭訪問を通じて2年間やるため、何よりも保健補導員自身が健康づくりへの大きな学びとなっています。OBを含めると3,000人以上の人が経験を積み、その人自身はもとより、その家族、そして地域への大きな広がりになっているとのことでございます。本市においてもこれから地域福祉が重視されていく中で、住民一人ひとりが健康への関心を深め、学んでいくかが極めて大事になってきます。そうした中、民生委員、児童委員をはじめ、健康推進委員、食生活改善委員会、福祉委員等の役割は大きく、そうした輪をどう広げていくかが今後の重要な施策ではないかと考えておりますが、市長の所見を求めます。

また、地域福祉計画では、自治会を福祉区と見立てています。自治会は一人ひとりの顔が見える組織であります。福祉だけでなく自主防災組織構築等の要でもあり、生きがいの場づくりの中心拠点でもあり、地域コミュニティのまちづくりの柱でもあります。私の住んでる自治会でも新春囲碁将棋大会を開催いたしました。参加した高齢者の方が「毎日暇をもてあましています。こうしたことを公民館でこれからもどんどん続けてほしい。」との声を聞きました。健康で生きがいのあるまちづくりで自治会の果たす役割はますます重要になると考えています。市長の所見を伺います。

次に、昨年の6月議会でもお尋ねしました介護予防について伺います。

介護保険も平成12年の施行から5年を経過し、今国会で改正案が提出され審議をされています。その中で、軽度要介護者の認定が急増し、しかも軽度要介護者の重度化が進んでいます。その原因として、高齢者の生活機能、身体機能の維持改善が介護サービスの目的であるにもかかわらず、結果として身体機能の改善に結びついていないことが明らかになっています。これらの方々が介護を必要としないように予防する、介護予防の普及が緊急の課題として上げられました。しかし、介護予防の大切さはわかっているが、具体的なノウハウが自治体になく、東

京都老人総合研究所は5,000名の高齢者を対象に、10年間の長期間にわたって追跡調査をされました。そして、介護予防についてその集約として目標を2つ掲げておられます。

1つは要介護出現率を低下させる。具体的には要支援、要介護1の出現率を低下させることです。

そして2つ目は、介護予防を単なる理念から現実へ持っていくことであります。具体的には、効果的な介護予防プログラムを地域で実際に遂行可能な形で実現させることであります。その集約として作成されたのが、お手元に資料としてある「おたっしゃ21」の介護予防健診であります。本市として参考になるとは思いますが、実施に向けて検討する価値はあるかと思いますが、市長の所見を伺います。

あとは自席にて最質問をさせていただきます。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部次長。

健康福祉部次長（村尾昭子） まず1点目の、地域福祉についてのご質問にお答えいたします。

市長または部長の答弁をということでございますが、私の方からお答えさせていただきます。

長野県における保健補導委員会等連絡協議会の保健補導員制度につきましては、県下の全市町村が参画する大規模な組織であり、その活動は大変意義あるものと思えます。

本市におきましては、健康づくり推進協議会の健康推進員がその役割を果たしているところでございます。健康づくり推進協議会の構成メンバーは医療機関、健康推進員、食生活改善推進委員会、区長協議会、社会福祉協議会などで、健やかで安心して暮らせるまちづくりを目指した地域保健計画の推進、実現に協力をいただいております。地域での健康に関する住民の声を行政に伝え、地域に合ったやり方で健康づくりを広め、私たちの健康は私たちの手でと各委員さん方が自らボランティアとして地域の活動に積極的に取り組まれております。

現在策定中の地域福祉計画を推進していく中でも、今後さらに地域、自治会等との連携が重要と考え、これら各分野の委員さん方には地域福祉活動を担っていただく重要なメンバーであります。市として連携はもちろん、今後も地域活動の指導と支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、自治会についてでございますが、住民の地域福祉活動の組織的な基盤であり、日常的な横の結びつきにより社会的な孤立をなくし、交流と対話、協力のまちづくりを目指す福祉区と見立てております。

続いて、健康で生きがいのあるまちづくりについてであります。その一つとして老人憩いの場の整備事業を実施いたしております。高齢者の憩い、集える場としての設置ではございますが、高齢者のみならず、民生委員、児童委員、福祉委員、長寿クラブ等を中心に地域での健康づくり、語らいの場、世代間交流の活動の場として自治会においても積極的に活用方を検討していただき、地域の特性を生かしたまちづくりの場としてご利用いただきたいと願っております。

次に、2点目の介護予防についてのご質問にお答えいたします。

介護保険制度改革の中でも予防重視型システムへの転換が叫ばれており、要介護状態の軽減や悪化防止に効果的な、軽度者を対象とする新たな予防給付が創設される予定でございます。介護予防健診のほかにも高齢者筋力トレーニング等、様々な介護予防プログラムが予定されておりますが、このような介護予防サービスの財源構成につきましては、現行の給付費の財源構成と同じで、1号保険料、2号保険料と公費で賄われることになり、平成18年度からの次期介護保険料に少なからず影響を及ぼすこととなります。

どのように予防を行っていくかが本市として重要な課題でございます。例えば筋力トレーニングはマシンなどなくても方法を工夫すれば、その効果は十分に期待できるという九州大学健康科学センターの助教授による実践報告もあるようでございます。財政状況が厳しい中で可能な取り組みといたしましては、こういった大学と連携し、比較的費用がかからない介護予防事業を計画し、また民間活力などを最大限活用しながら推進していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） まず最初にですね、健康で生きがいということで質問通告させていただいておるんですが、まず健康という概念ですね、このことについてですね、要するに健康といえは、ただ単なる身体的なものじゃなくてですね、やっぱり生きがいがあるということだと思ってるわけですが、本市の地域保健福祉計画の中に、健康とはただ疾病や障害のないだけでなく、身体的、精神的並びに社会的に完全に快適な状態であると。これはWHO憲章の全文を引かれておるわけですが、今から質問するに当たりまして、この辺のきちとした、要するに健康に対しての位置づけっていうか、こういうスタンスであるということを確認しておきたいんですが、よろしいですか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部次長。

健康福祉部次長（村尾昭子） 今議員さんがおっしゃいましたとおり、ただただ疾病や障害のみならず、身体的、精神的にも快適な生活ができるという、そういう状態を続けられるということが健康であるということで、私ども行政的にも市民の皆様方の健康問題に取り組んでいるところでございます。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 今、本市におけます健康づくりについてのご答弁をいただいたわけでございます。11日に代表質問が行われまして、各党派共通して質問があったのが財政の問題でございます。私この一般会計もそうでございますが、特別会計の方にちょっと目を向けてみました。医療、介護っていう形があるわけでございますが、比較してみますと、平成17年度の当初予算で205億円の一般会計、平成10年に戻ってみますと、これが大体約200億円、決算としては215億円の一般会計が上がっております。一般会計はそうありますが、じゃあ医療、介護はどうかと見てみたときに、平成10年の、まだそのときは介護保険が導入されておらずで

したので、国保と老人医療っていう形になりますが、それで当初予算で101億円、決算で約95億円です。この流れが、一般会計はほぼ当初予算で見ても横並び、平成10年の決算と比べますと10億円ほど一般会計は減るとるわけです、平成17年度は、平成10年に比較しますと。だけでも、この特別会計はどうなってるかといいますと、101億円が現在の、今回出されております医療、介護合計で大体134億円、平成10年の決算が95億円でございますので、決算に比べますと特別会計は約40億円ほど伸びておるんです。こういう実態を見たときにですね、今言われたこの、要するにいかにしてこの特別会計に、私たちはやっぱり目を向けていかなきゃいけない。それは何かと、やっぱり健康づくりっていうことなんです。この健康づくりっていうのは非常に、この財政にもですね、当然これだけ負担が多いということは、一般会計の繰り出しも多いわけですね、そこにどんどんどんどん行くわけです。さらに一般会計だけじゃなくて、市民本人の個人負担も保険料も上がっていくということになるわけですね。だから、個人の保険料は上がる、あるいはまたサービスを切る、そういうことになってくるわけですので、私はお金だけの問題じゃありませんけども、やはりこれから考えていったときに、いかに健康づくりが大事であるか。それは今回だけではないです。これは平成10年から現在の比較の話ですが、これは予測されてますし、またこれからさらに大変な時代が来るわけですね。2011年から2015年まで、医療、介護だけで、団塊の世代の人たちが退職して出ていくわけでございますが、私たちの世代になるわけですけども、約8%ほど医療、介護が伸びるだろうと言われていたわけですが、そういったことがですね、本市の施策の中でどういう形で今後ですね、こういう、今言ったような将来的にもそういうのが進むのかですね。その辺は試算か何かされてるんですかね、今後どうなるか、医療、介護費は。国はいろんな形で言ってます。もう国民健康保険ももたないので、もう県に一本化したらどうかとかですね、いろんなことを言ってますが、単なる、今までの施策だけでいいのかっていうことなんです。これをどうするかってなってきましたら、もう私たちがやれるというのは健康づくりしかないわけですね。そういった視点から質問をさせていただいてるんですが、将来的な見通しはどのように考えておられるか、まずこの1点からお聞きします。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部次長。

健康福祉部次長（村尾昭子） 介護保険の将来的な財政的な見通し、検討はしているかということでございます。平成18年度から改正ということになりますので、今短期的な分につきましては平成17年度分も早目に予測を見込んで、今後の介護保険制度の改正に向けて介護保険料をどうという検討をしていくかというあらあらの試算はいたしております。まだ5年先、10年先のところまでの試算はいたしてありませんけれども、平成16年度の半ばぐらいのところまで平成17年度の見込みの試算はいたしております。

それから、今いろいろお話になられましたように、今後皆さん高齢化になって介護予備者、予備軍の方々がますます増えるであろうと。そういうことは、先ほどの最初の答弁で申し上げましたように、地域での健康づくり、福祉でまちづくりが一番大きなキーポイントになってく

るというふうを考えております。それで、この分につきましては、特に健康福祉部におきましては保健センター、すこやか長寿課、それから国保年金課、それぞれのところ常に情報交換しながら今後介護予防、こういったところに力を入れていくかということで、今年度の予算の前にもきっちり課長、係長で事前の協議をしながら、目標を決めながら予算を立てておりますが、今後もそういった、まずは内部的なそういう認識をきちっと確認し合って、それから先の、今後の介護予防をどうやっていくか、お互いにどこが協力して、ただ1課だけでは解決できる問題ではございませんので、やはりまず内部的に共同作業を行い、そしてこの地域で健康づくり、地域で福祉のまちづくり、そういったものに臨んでいきたいというふうを考えております。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） これから恐らく増えていくのはもう間違いないと思います。私はやっぱり少しでもですね、そういったことを予測してですね、もう10年後、20年後たって、私たちがなってからじゃ遅いわけですので、今からしっかりとやっぱりそういう財政問題も含めてですね、やっぱり市民一人ひとりがどこまで自覚できるか、そういった制度をですね、やはり従来の政策からある程度展開していかなくちゃいけないんじゃないかっていう思いをしてるわけです。

なぜそういうことを、この長野県のこの保健補導員制度を出したかといいますとですね、平成14年度の1人当たりの医療費があるわけですが、ちょっと国民健康保険の一般退職についての比較が、ちょっと長野県はありませんでしたので、老人医療だけでちょっと比較させていただきましても、太宰府市が平成14年度の1人当たりの国保の老人医療が81万2,232円、福岡県が90万円、太宰府市としては県下で97団体中、低い方から24番目という形になってます。これ見ましたら、市でどうなのかと。太宰府市はほかの市ではどうなのかっていったら、太宰府市は市の中では一番低いんですね。本当に努力されてるなっていうことですね、敬意は表したいと思ってますし、今後も頑張ってくださいと思います。ただ、福岡県下の中で、市で見るとそうかもわかりませんが、福岡県全体がもうめっちゃめっちゃ高いんですね、90万円。全国平均が74万円なんです、国保のですね、1人当たり。長野県が60万円なんです。私は、だから今までの従来の施策のままでいくと、医療も介護も膨れ上がっていくんじゃないですかと。だから、少なくとも全国平均は74万円、長野県は60万円。60万円っていうのはそこはやっぱりそこなりに低い、今同じ国の制度の中でやってるわけですから、同じ国の制度の中でやってて低い、全体的な平均として低いと。もちろん高いところもありや低いところもあるわけですけど、全体の平均として60万円。81万円と60万円というたら全然違うわけですね。保健補導員制度そのもの自体があるからじゃないと思いますよ、もちろん就業率の問題だとか環境の問題だとか、食の問題だとか、いろいろありますけども、私はこういったことをやっぱ学んでいくべきではないかと、こういうふうに思うわけですが、さっき、今までのことをやろうとされてますけども、これから地域福祉計画をやっていくその中で、保健補導員じゃなくてもですよ、そ

ういった制度を、自分自身が家庭訪問していきますので、体験することによっていろんなことを学んでいくんじゃないかと。やっぱり従来の施策を少し変えていかなきゃいけないんじゃないかという思いはするわけですけども、そういった意味で、いかにやっぱり数字だけで見てくださいね、いいわけじゃありませんが、健康づくりっていうのはこれから考えていったときに非常に大事じゃないかなというように考えております。

去年の6月議会で、実はこのことにつきましてですね、保健補導員のことについて質問してありますが、9か月ぐらいたったんですが、何か調査していくとか検討していくとか、地域福祉計画の中で考えていきたいとかというようなことを答弁されてますが、ご研究なされましたでしょうか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 先ほど予算的な長期計画というところで、どういう計画をしてるのかというところなんですが、長期的に展望を持って財政計画をしていくっていうのは当然のことだろうと思いますが、平成17年度から地域福祉計画を、どういう内容でやっていくかという具体的なものを出していきたいというふうに思っております。

それで、計画ということもあるんですが、平成17年度から事業として立ち上げていこうということが1つございます。介護予防事業としてですね、名前はちょっとまだ決めてないんですが、まほろば会という、仮称なんですが、そういうものを公的にやっていこうというふうに考えておりますし、もう一つは水中歩行ですかね、そういうものも取り入れていきたいというふうに考えております。

それからもう一つ、健康推進委員さんという組織があるんですが、その中で健康についての取り組みをどうやっていくかという協議をいただいておりますし、その中でもいろんな意見を具体化していこうというふうに思っております。

それから、先ほどの介護予防のところでは答弁した中で、九州大学の健康科学センターの助教授の方なんですが、そちらの方に、介護保険制度が平成18年度から変わろうというところで、いろんな取り組みをやっていかなければならないということなんですが、特に軽度の方についての取り組みが必要じゃないかというところですね、その取り組みについては一刻も早く取り組みが求められているというところがございますので、この九大の方からいろいろな指導を受けて取り組んでおられますのが前原市、小郡市、香春町、基山町というところが具体的に取り組みをやってあります。これは前原市なんですが、長野県と同じようなことだろうと思うんですが、骨筋鍛えて転ばんばいという名前ですね、前原市健康づくり支援事業というのをやっておられます。

それで本市としても1つ具体的な取り組みをやっていこうというところで、助教授の堀田先生なんですが、そちらと直接お会いしまして、当市も介護予防の事業をやっていきたいというご相談をしましたところ、快くですね、協力をしていきたいということの返事をいただいておりますし、財政的なものもかなり厳しい状況がございますので、余り費用をかけなくて取り組

めるものがあればですね、先ほどの答弁の中にもありましたが、トレーニングマシンを使わなくてもですね、場所としては公民館を使ってお年寄りに来ていただいてですね、やれる訓練というんですかね、そういうものもあるというお話も伺っておりますので、そういう具体的なものをですね、立ち上げていきたいというふうに思っております。

それで、目的というのは医療費の削減という、削減というのは余りいい言い方じゃないかもしれませんが、医療費を抑えていくということが重要だろうと思っておりますので、そういうものに取り組んでいきたいというふうに思っております。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 私が一番言いたいことは、先ほども申しましたように、一番最初、冒頭申しましたように、どれだけ健康づくりに本人自身が、最終的にいろんなことやったとしてもですね、参加しないとだめなんです。だから、これからの健康づくりっていうのは、やっぱりどれだけ多くの人々にこの健康ということを知っていただくか、自覚をしていただくか、そのことが今後の施策として最重要じゃないかということ、私は申し上げているわけです。その中の一つとして、うちが健康推進員であったり食生活改善推進委員であったり、その人たちが何かをするんじゃなくて、その人たち自身が学ばれると。だから、そういう輪を大きく広げていったらどうかということですね、言ってるんです。

もともとこの保健指導員制度っていうのはどういう組織かっていいますと、もともとは長野県では保健師さんがいらっちゃって、なかなか一人では、保健師さんだけでは対応できないということで、生活習慣病の予防対策、あるいは母子保健、そういったことを保健活動の、言うなら補助的というんですかね、そういう形で2年間おやりになられるわけです。2年間でするので、半分ずつかわっていくということですが、昭和47年からですね、平成15年まで、大体毎年400名、ずうっと推移があるわけですけども、9,000名の方があります。これはちょっと年度ごとの計算ですので、ダブってる分もあるかもわかりませんが、それも4,000名近くの方が体験されているのかなということです。

こうすることで、長野県が医療費が安いっていうか、低いっていうことで、この保健指導員さんに目を向けて博士論文を書かれている方もいらっしゃいます。いろいろあるわけですが、簡単にですね、ちょっと今後の参考に私はなればと思ひましてちょっと紹介させていただきたいと思いますが、この保健指導員さん自身の体験の研究発表があるわけですが、保健指導員活動の積み重ねによる成果ということで、大腸検診あるいは40歳健診がありますけど、ちょっと紹介させていただきたいと思ひます。「昭和59年から始まった大腸検診も21年目となり、平成9年には施設健診も導入され、訪問の件数は激減したものの」、次ですね、「足を運ぶと皆心待ちにし、手渡すのを待っていてくださり、昨年の健診以降の様子を話してくださり、感謝の言葉をいただいて帰る道々はとてもうれしくやりがいを感じます。」あるいは40歳健診の体験ですが、「人生の折り返し地点である40歳の節目の時期に、健診をはじめとする市の保健事業や生活習慣病等の健康に関する情報を提供し、壮年期死亡の減少を目指し、これからの健康づ

くり役に役立ててもらふことを目的として、40歳の全対象者を訪問してます。」全員ですよ、40歳。「訪問することで受診につながる人も多く、希薄になりがちな地域の中での人と人とのつながりの大切さを感じることができました。」と、こういうようなことですね。そして、最後の集約として、「これらの活動を通じ、だんだん年を重ねていく上で大切な健康づくりについて学ぶことができ、元気で長生きするためにも、自分の健康は自分で気をつけ守っていかなければいけないと思うことができました。この取り組みが家族に、そして地域へと広がっていかれるよう、そのきっかけづくりとして ひと、まち、げんき、健康うえだ21 のテーマソングと健康体操を普及させていきたいと考えてます。」って、これは「健康うえだ21」ってテーマソングを市長さんが歌を歌って、そしてテープに入れて、CDに入れて、「健康うえだ21」っていうことで、まち挙げてやってるわけですけどね、そういうような活動体験を紹介させていただいてるんですね。

だから、私はこれから、役割が、健康推進員さんや食生活改善推進委員さんだったりするだろうと思いますが、これをやっぱりもう少し輪を広げていく。せっかく地域福祉計画になります。地域コミュニティづくりもやります。自治会があります。自治会もいろんなことで考えて忙しいと思いますけども、やはり一人でも多くの人たちをつくっていくことによって、最初は大変だと思いますけども、これからせっかく地域福祉計画つくるわけでありますので、やはりその中にやっぱり自主的なこういった、だからこういう情報を提供していくっていうのが市としての役割じゃないかと思えます。私はあくまでも健康はやっぱり個人がどこまで自主的にやれるか。集まりなんかでも見ましたら、やっぱり同じ人が来るわけですね、勉強会とか何か行っても、いろんなとこに関心ある人は大体同じ人が来てるわけです。これが1つ、そういう形でぜひやっていただきたい。

それとあと、今年の新春のさきの囲碁、将棋大会を紹介したんですが、これとあわせて、3回か4回ぐらいやってるんですけども、3年ぐらい前から今度はマージャン大会っていうのをやり出したんですね。最初は3卓ぐらいしか自治会で集まらなかったんですが、なかなかメンバー集めるのも大変ということで、でももしかしどうにかこうにか4卓集まったと。今年はまた減るだろうって思ってたんですけど、6卓、24人の方が来られたんです。終わった後簡単に懇親会やるわけですけども、皆さんやっぱり喜んでおらっしゃるわけですね。こういうことをどんどん進んでほしいと。これからモデル地区っていうことで、いろいろ地域福祉計画の中で本市もやろうとされてますが、ぜひそういったことの取り組み等をやっぱり紹介してやっていただきたい。結局、地域保健計画の中にありますけども、あらゆるところに参加してないっていう方が43%もおられるとあるんですよ、この地域保健計画の中に。こういう人たちをどうこの生きがいつくりの中に、私どもの方として引っ張り込んでいくかと。それはもう地域で顔が見える、自治会の役割というたら非常に大きいと私は思っているんですね。そういう意味で、先ほど、やっぱりこれからのそういった人たちをどうやってこの自治会のそういう集まりに出してくるか。もう本当おっしゃってた、もう私は毎日毎日暇で仕方がないけん、これ毎月やるうや

ということで、毎月やるような形で同好会もできたりしてるわけですが、私はそういうようなことをできるだけ、今後この地域福祉計画の中で、私は健康づくりに進めていってほしいと、このように思うわけですが、いかがでしょうか。政策を少し転換せないかんと思う。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部次長。

健康福祉部次長（村尾昭子） 今後提言いただきましたようなこと、全行政区ではございませんが、十幾つかの行政区でも高齢者のサロンのような支援の場、活動の場ということで今取り組みをなさっております。そういったところで健康体操ですとかカラオケ大会ですとか、健康相談、それから世代間交流、そういったようなことがなされております。そういったことを進めたいと思いますし、昨日も、昨日の分はまだ地域での主催ということではございませんでしたけれども、地域の取り組みと行政と一体になって、今おっしゃいましたような健康推進員、食生活改善推進委員、区長さん、民生委員さんが地域と一緒に健康問題、福祉問題を取り組まれた分の実践を報告し、そしてその中で、ただただ健康問題だけではなくて楽しく生活をして生きがいにつながるという、そういう活動の報告、そういったものがございました。それがまさに、今から福祉でまちづくりを進めていく、そのものだというふうに思っておりますので、市としましても今後そういった地域での活動をより多く広めていこうというふうに考えているところです。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 国も今までどちらかという基本健診だとかですね、2次健診、あるいは3次健診って形で、介護予防もどちらかという3次健診じゃないかと言われるわけですね。また、これ65歳以上の方が対象ですので、やはり65歳になる前からですね、もう乳幼児からですね、やっぱり大人まで健康づくりをやっていく、要するに1次予防のそういう健康づくりが、国も健康日本21というのをつくってですね、そして普及を一生懸命させております。

この地域保健計画が平成11年からですか、平成12年ですかつくられまして、5年ごとの見直しということで書かれております。介護保険の制度も変わるということもありまして、この健康日本21をつくっていきこうということで、上田市っていうのは「健康うえだ21」っていうのをつくられてるわけですが、次から次につくらないかんのがたくさんあって大変だとは思いますが、この辺のところの、これはやっぱり地域保健計画の見直しを当然おやりになってらっしゃると思うんですが、この健康日本21を参考にしておやりになってらっしゃると思うんですけど、どうなんですか、進捗状況、ちょっとお聞きして、次に移りたいと思います。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部次長。

健康福祉部次長（村尾昭子） 地域保険計画の実施計画を、平成14年度から5年ごとの周期で作成しております。今現在平成14年度から平成18年度の実施計画に基づいて実施をいたしているところでございますが、今おっしゃいました健康日本21が、本市で作成いたしました地域保健計画と同時期でございました。大体国が言っております健康づくり、健康計画とほぼ同じようなことを掲げておりますけれども、やはり少し不足してる分等ございますので、これはこの、

その都度の実施計画あるいは毎年度の計画の中で追加等をしながら、修正をしながら実施をしているところでございますが、今後におきましても内容等追加補足しながら実施をしていきたいというふうに思っております。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 時間がありませんので、介護予防の方に入らせていただきます。

資料の方をお渡しさせていただいております。先ほど回収って申しましたが、これ特許出願中ということでありまして、大いにPRはしていただきたいということを、東京都老人総合研究所は言ってます、ただコピーをずっと、あっちこちに広まるのは、特許出願中でございますのでご遠慮いただきたいということでしたので、コピーについては回収をさせていただきたいと思います、後で。これは議長の方から話がありました。

いよいよ介護保険も改正案が今国会で審議されてまして、介護予防にかなりシフトするような形になるわけですね。この東京都の老人総合研究所に話聞きますと、かなりこちらの方で実践された分が、この介護保険の改正の中に生かされているというようなことをお聞きいたしました。これはどういうことかといいますと、まず介護予防といってもまずどういう状況なのかということを知らなくちゃいけないですね、自分は今どの部分にあるのかと。老化っていうのがあるわけですが、今日ちょっと来る前にNHKで言っていましたけども、老化っていうのは年をとるのが老化じゃない、理想を失うのが老化ということの話はされてましたが、ここで言う老化っていうのは、年をとっていく形での老化のサインっていう形になると思いますけども、65歳以上の方が対象になるかと思うんですが、まず7つぐらい大体言われてる分があるんですか、生活習慣病とは違う形ですけどね、老化。要するに自分の身の周りをすることがおっくうになった。一つは生活機能低下ですか。それから、ちょっとしたところでもつまづいて転びやすくなったと、これ転倒骨折、これが寝たきりの原因になると。それから、物忘れが激しくなったっていうことは痴呆とかうつ。それから、不意に尿が漏れることが多くなった、尿失禁。食事が単調になった、低栄養。外反母趾や爪の変形で歩きにくくなった、足のトラブル。うまく噛むことができなくなった、口腔状態の悪さ。こういうような老化のサインがあるそうです。これを、自分は自覚してないわけですね。そういうぐあいになるような、少し物忘れがひどくなってきたなとかという形がありますが、これを今どういう状況にありますかっていうことで自分でチェックする。これですね、さっき話した、これ簡単でありますけど、20分ぐらいでできるそうです、全部やると。だけど、ここまで来るには5,000名の高齢者の方々の追跡調査をやって、いろんな科学的分析をやった結果として集約して、自治体の皆さん方が余り悩まんでいいようなという形でつくられたのが、この「おたっしゃ21」なんです。これずっと自分でつけていきますと、合計点で、例えば5点以上、私これ合計点で合格点で最初見たとき何かなと思ったら、合計点ということで、5点以上ある方は虚弱だとか転倒だとかあなたは尿失禁で気をつけなさいと、こういう症状が出てますよと。私も2番目に目を開いて片足で立つことができる時間は20秒以上と書いてあるんです。これやってみましたけど、なかなかできないん

ですね、これ、もう老化のサインかなと思ったりしますけども。こういうようなことが簡単に書いてあるわけです。これをやって、そして介護予防をやっていくという仕組みになってるんですよ。あなたは虚弱ですよ。じゃあ虚弱でしたらどうしますか。じゃあ筋肉トレーニングをやりましょう、転倒しよったら筋肉トレーニングをやりましょう、あるいはストレッチをやりましょうという形で、その人に応じた形でこの介護予防のプランができると。だから、介護にかからなくて、そして目的は、ただ筋力がつけばいいとかというもんじゃなくて、買物など、行きたいところに行けるようになると、そういったことが目的にあるわけですね、参加をすると。こういうような形があるわけですが、これからの部分で介護予防の改正案も待たれるわけですけども、どうでしょう、何かもう少し今から研究されてるとは思いますが、参考になりませんか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部次長。

健康福祉部次長（村尾昭子） すばらしい介護予防健診「おたっしや21」をご提示いただきました。ありがとうございます。このような分を、今後各地域あるいは自治区で健康教室を展開していきます中で、その教室の始まります前とか2時間程度しましたその終了時とかに、今のご提示の分のこういった内容のものをそれぞれに確認していただく、そしてご本人が当日、あるいはまた次の健康教室のときに、どれだけ健康度が普通の体力に戻ったかということが確認できるような、そういった健康度チェックができるような健康教室の推進を考えていきたいというふうに思います。

それから、それだけでは楽しくないでしょうから、昨日も、やはり今流行の歌謡曲とかに乗せて、いすに座ってでも、あるいは立ってでも、どちらでもできる簡単な体操ですね、盆踊りまでとはいきませんが、そのような、老いも若きも一緒に楽しめるような、そういうものも取り入れながら健診チェックを進めていきたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 昨日福廣議員が言ってましたけどね、確かに参加を呼びかけるということも大事ですが、やっぱりそういうようなお集まりがいろいろあるですね、お集まりがあるようなところにも参加をしてですね、そして情報を聞いて、そこに行ってやるという方法もありますので、これは上田市のお話を聞きますと、そういう方法でやっていますと、元気づくりの中で、人を集めるばかりじゃなくて、人が集まっているところに行って、こういう形でいろんな普及をしますということもありますので、その辺のところもご検討をしていただきたいと思います。後でご回答をいただきたいと思っております。

それから、新しい介護保険の改正案が出てるわけですが、この中で介護予防事業っていうのがあります。その一つに、先ほど申しました老化のサインの現象を受けとめるのに、介護予防のスクリーニングの実施っていうのがありますね、介護保険の改正。要するに、今言ったような形ですよ。どういう形でどこが悪いのかいいのかっていう選別はしなくちゃいけません。そういうようなことをやる予定だと。そして、その一人ひとりとのことをやることによって介護

予防のケアプランを立ててサービスをするという形でやるわけです。これ市町村がやるようになってるわけですが、中には包括支援センターなどに委託可能っていうことで書いてあります。改正案では平成18年4月施行を原則にすることで言ってるわけですが、間に合わなければ平成19年度末までに条例を定めるようになって、そのようになっていると思ってます、改正案ではですね。そこで市としてこういうような地域包括支援センターなどの、これはしなくちゃいけないんですが、最終的には中学校に1か所という形の考えが国としてあるみたいですが、太宰府市としては大体いつごろこういう形で、今検討か、まだ法律は通ってませんけども、もういろんな形で改正案みたいなのが来てると思います。これから国会でやることだと思いますが、幾らか検討をされてるのかなとは思いますが、どうでしょうか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部次長。

健康福祉部次長（村尾昭子） これからの平成18年度の改正に向けてということで、いろいろ国等の方から指導書等が参りました中で検討を進めてまいりますので、今後平成18年度に向けて、今からの検討ということにいたしております。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 先ほど「おたっしゃ21」の部分ですね、参考にするっていうことで言われましたので、東京都の千代田区っていうところがありまして、これが東京の「おたっしゃ21」の実践をされてですね、モデル事業としておやりになってらっしゃいます。この中で、この東京都千代田区は、それ以外に、今「おたっしゃ21」はおおむね65歳以上と、それ以外に「ハッピーライフ100」っていうことで、目標は介護予防で100歳まで生き生きというのが、この千代田区の目標だそうです。70歳、75歳、80歳、そういう方々も対象に、より細かいやつ、面接とかそういう形でおやりになっていらっしゃる。それで、この介護予防で100歳まで生き生きという形の中で、先ほどから私非常に気になるご発言があるんですが、財政が厳しい、だからできるだけお金のかからないやつをっていう話があるわけですね。だけど千代田区はですね、やっぱり介護予防にはそれなりの一定のものが必要じゃないかと。介護公園として。公園にリハビリに関係のある部分を設置したりしてるわけですが、今非常に財政が厳しいっていうことで、介護保険はどんどんどんどん保険料は膨らんでいってるわけです。これから一番大事なのは介護予防なんですけど、大体介護保険料に対して介護予防ってどのくらいのお金使ってるんですかね、市として。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部次長。

健康福祉部次長（村尾昭子） 正直申しまして、それぞれの課で事業をやってる分をこの分この分ということでたし合わせておりませんので、今ここには持ち合わせておりません。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 予算書で見ますとるる書いてありまして、介護ケアプラン作成料24万円使ったりしてるわけですよ。いろいろ生きがいの中でも96万円とかあるわけですが、こんなもんかなと思って、私が予算書見る範囲においてはえらい少ないなという形でちょっと思った

わけですが、言われてるんです、これ。介護保険には物すごく金使うけども、予防にはほとんど使われてないと。だから、さっき言われましたように、将来的なことを考えていくと、私はある程度介護予防にお金を入れることによって介護にかからない、そういうこともありますので、確かに財政が厳しいかわかりませんが、トータルで見てどうかっていうことを考えていただきたいと思います。

時間がありませんので、最後にですね、私市長にお聞きしたいんですが、これ千代田区はですね、目標があるんです。私はさっき申しましたのは、老人1人当たりの国民健康保険も福岡県下では低いけども、長野県なんかと比較すると非常に高い。やはりある程度の目標も持ってほしいと思うんです。千代田区はどういう目標を掲げてるかといいましたら、私はびっくりしたんですが、介護を必要としない健康寿命を全国1の水準にすることを目指すと、こう言ってるんですね、新聞に堂々と載ってます。これは私やっぱ財政の問題がありますので、これは市長の考えです。市長がどう健康づくりだとかそういった介護予防等にですね、トータルとして健康で過ごせるっていうことは、即、さっき言ったように生きがいづくりでございますので、お金の問題だけじゃないけども、やっぱ介護公園をつくったりとか、そういったことにも視点を入れてやっていく必要があるんじゃないかなと思うんですけど、さっきからそういう話が、お金がないから、お金がないからという話ばかりですので、大事なことですよ。病院にかかってしまえばかかるわけですから、私市長のお考えを最後お聞きして終わりたいと思います。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 今長寿高齢化の社会でございますが、長寿化というのはただ加齢を重ねるんじゃなくて、私は健康なお年寄りであってほしいというのが願いだと思います。今申されましたように、まず予防措置というよりも、本当にお年寄りの皆さん、我々も含めてでございますが、自分の健康は自分で守る、これが基本だと思います。そして、自分ができることから少しずつでもいいから健康づくりに継続してやっていこうと、そういうまずお年寄り一人ひとりのそういう自覚というか、希望、誓いを持っていただきながら努めていただきたいのが私の願いでございますが、基本的に健康なお年寄りが生きがいのある生活をできるというのは行政全般にわたると思います。朝の散歩をする散歩道の整備とか、あるいは公園の、おっしゃるような予防のための施設だとか、いろいろあるかと思いますが、まず生きがいづくり、地域のコミュニティづくりも大きな柱になるかと思いますが、総合的に生きがいのある健康なお年寄りが一人でも増えるような施策には意を用いていきたいと考えています。

議長（村山弘行議員） 以上で13番清水章一議員の個人質問は終わりました。

冒頭申し上げましたとおり、清水議員の発言の際の参考資料につきましては議員、執行部ともに机の上に置いて、お願いをしておきたいと思います。

13時まで休憩に入ります。

休憩 午後0時06分

~~~~~

再開 午後 1 時00分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1 番片井智鶴枝議員の個人質問を許可します。

〔 1 番 片井智鶴枝議員 登壇 〕

1 番（片井智鶴枝議員） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして財政健全策について4点質問させていただきます。

平成17年度の市の予算案が今議会提案され、予算審議がなされますが、その内容を見てみますと、前年度比10.5%という大幅な削減がなされた超緊縮予算案になっています。歳出を見直し、大幅な削減をしても、その財源不足は解消できず、財政調整基金から3億5,000万円繰り入れしなければ予算が組めないという、市の財政状況はまさに危機的状況にあると言えます。今年度も地方交付税は削減されていますが、一方で三位一体改革に伴う一定の税源移譲などがあり、総額としての減少額は緩やかになっています。また、景気回復で減少傾向が続いていた地方税収もかなり回復しているなど、好転材料も見受けられます。しかしながら、太宰府市のみならず、多くの自治体の今後の財政運営の先行きは不透明で、さらに続く地方交付税の削減、財源不足を補う各種基金の軒並み減少、起債償還の増加などが財政に重くのしかかってきます。

では、このように極めて厳しい財政状況でありながら、今年度の予算編成に当たり、市が示している削減案など、内容を見てみますと、抜本的な見直しとは言えず、対処療法的対応であり、財政の健全化を図りつつ、長期的な視野に立った財政計画がなされているのかといたしますと、疑問に感じています。特に、今年度は今議会の初日に発表されました市長の施政方針の中でも述べられていますように、公共施設の使用料など、市民へ直接影響を及ぼす改定案も提案され、財政難が市民への負担となって、様々な分野で重くのしかかってきます。現状のような厳しい財政状況では行政内部においての費用削減への努力はもちろんですが、それだけでは限界もあり、議会もその本来の役割であるチェック機能を十分果たしつつ、市の行財政改革を後押しし、さらに情報公開も進めなければならず、また市民の側もあれもこれもこの過剰な行政頼み体質を脱し、事業や給付の縮小、廃止を受け入れる覚悟も求められるなど、言いかえると、それぞれの立場で痛みを分かちつつ、財政破綻を阻止しなければならない状況まで市の財政が悪化しているということでもあります。

さて、このように市の財政が危機的状況であるという市の説明を受けるまでもなく、財政の健全性をあらかず経常収支比率をはじめとした様々な数値を見れば、逼迫した財政事情であることは明白の事実であります。

では、このような状況にありながら、果たして財政危機を乗り越えるため、市長以下全職員が一丸となって取り組まれているのかどうかということになると、そのあたりがどうも見え、財政再建を必ず果たしていくんだという強い姿勢が伝わってまいりません。いま一つ説得力に欠けているのです。これでは、これまでも市の財政の実情を具体的に知る情報の提供もな

く、財政難の一言で切実な要望なども受け入れてもらえなかった市民が、直接、間接的な新たな負担を知れば、これまで以上に市に対して不満を募らせ、不信感を強めていくことは避けられません。

では、質問の第1点目として、市の財政の現状について、その悪化はどこまで進んでいるのか。自治体の破産とも言える財政再建団体に転落の懸念はあるのかどうか、わかりやすくご説明ください。

2点目は、行政運営のスリム化についてお尋ねいたします。

このことは、三次にわたる行政改革大綱にも、組織機構の簡素化、効率化という文言で盛り込まれています。組織はもともと膨張し肥大化していくというものであり、絶えず意識して改革を進めていく必要があります。既存のあり方にとらわれることなく、簡素で効率的な組織を目指し、円滑で柔軟な事務事業を進めていくことは、結果として市民への行政サービスの向上につながります。

このように、行政内部の組織機構の簡素化、スリム化は重要な課題ではありますが、ここではその組織ではなく、現在市民への行政サービス、言い換えれば市民の福祉の向上として、市民に提供されている様々なサービスを、市や、または市の外郭団体などが必ずしもやらなければいけないことなのか、もう一度その個々の内容について精査し、民間にゆだねるべきは民間にゆだね、身の丈に合った行政運営にしていく必要性が、財政危機の今、一番求められているのではないかという観点からお尋ねいたします。

今後の、市の長期的な財政計画の中で、市や市の外郭団体が行っているいきいき情報センターなど、生涯学習施設の運営、また太宰府館などの運営について見直しを図り、行政運営のスリム化を目指す計画が具体的にあるのかどうかお尋ねいたします。いきいき情報センターや太宰府館に限らず、その他の施設においても、今後検討を進めている施設があればお答えください。

次、3点目は、各種委託事業の見直しについてお尋ねいたします。

これは、2点目の質問と重なる点もありますが、ここでは現在そのほとんどが外郭団体や民間業者に委託されている各種事業について、市民参画の観点からNPOなどをはじめとして、各行政区や市民団体への委託へと変えていく計画があるのかどうかについてお尋ねいたします。

4点目は、IT専門職の配置についてであります。

言うまでもなく、IT化を推進していくことは、事務の効率化と迅速な対応で市職員の人員の適正配置に寄与する。ひいては、このことが市民への行政サービスの向上にもつながる。それが本来の目的であります。しかしながら、多額の資金を投入しておきながら、その本来の目的を果たしているのかといえは疑問であります。

そこで、IT化のメリットを最大限に生かし、経費削減などを図っていくには、専門職の配置の必要性が求められると思いますが、そのような計画について、今後どのようなお考えがあ

るのかお聞かせください。

以下、再質問は自席にて行います。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 1つ目は、財政再建団体への転落ということでございますけども、財政再建団体への転落のお尋ねでございますが、財政再建団体は赤字額が標準財政規模の20%、ちょっとわかりにくございますが、本市の場合は22億円の赤字が出ますと、それを超えますと、財政再建団体の指定を受けるということになります。

2番目の行政運営についてですけども、これまで行政サービスの向上のために、生涯学習施設などの施設整備を進めてまいりました。市の公共施設の運営に当たりましては、現在の新しい財政状況のもと、限られた財源の有効活用を図るため、歳出面では利用者の状況に応じた休館日や開館時間の設定、あるいは管理人の適正配置など、管理運営方法の見直しを行い、また歳入面では利用者に応分の受益者負担をお願いするというようなことで、経費節減を行ってまいりました。

今後におきましては、今財団にほとんどお願いをいたしておりますけども、財団と指定管理者制度が地方自治法に定められましたことから、民間との競争を図りまして、どちらが効率がいいのか、そういうことを比較しながら、さらに市民サービスの向上と行政運営のスリム化に進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、各種委託事業につきましては、今まで古くからはごみの収集、あるいは学校給食調理業務など、これまでも民間活力を利用し、効率化を図るため、民間でできることは民間でという観点に立ちながら進めてまいりました。今後はさらに委託事業の内容等を勘案しまして、地域でできることは地域へお任せする、市民と役割を分担するなど、市民と協働したまちづくりを実現していきたいというふうに考えております。

また、全国的には、NPOや市民団体等が公の施設の指定管理者に応募されまして指定を受けるという事例も実際に出てまいっております。今後の制度導入につきましては、そういうことも含めながら検討していきたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 4点目のIT専門職の配置についてご答弁申し上げます。

ITにつきましては、本来の目的に沿って、IT化のメリットを最大限に生かし運営していると確信いたしております。

本市にはIT推進に伴う専門家はおりませんが、かなり精通した職員も育ってきていることから、現在のところIT専門職を配置する予定はございません。

また、福岡県では、市町村が参加して「ふくおか電子自治体共同運営協議会」を設立し、電子自治体構築に向けた各種アプリケーションソフトを共同利用センターにおいて現在開発中であり、ITの専門知識を有する職員も配置していることから、県とできる範囲で連携していくことで、IT調達のみならず、今後の電子自治体の推進や情報セキュリティー対策などに対応

できるものと考えております。

以上です。

議長（村山弘行議員） 1 番片井智鶴枝議員。

1 番（片井智鶴枝議員） ただいま市の財政状況について、財政再建団体への転落ってというのはまだ当分それはないんじゃないかと思うんですけども、市の財政状況の現状を把握するというのはなかなか難しい作業でありまして、財政指標がありますが、それを見て今どれだけだということ判断するのはとても難しいものがあります。

それと、自治体の会計制度は、民間企業に会計制度と違いまして、収入も市税などの自主財源です。それと、国からの交付金、補助金、また起債などがあります。会計も一般会計、特別会計、企業会計などと大変複雑になっていて、これはなかなか行政職員の中でもその財政の実態をつかむってというのはかなり難しい作業ではないかと思っております。しかし、その中でも、一般的には財政状況がわかりやすく示している数値として、経常収支比率が言えるんじゃないかと思えます。

その経常収支比率をもとに太宰府市を見ていくと、平成15年度決算の93.8%という数字は、極めて財政の硬直化が進んでいるということであり、県下22の市町村の中でも6番目に悪い数値になっております。さらに、その順位を詳しく見ていきますと、北九州地区や大牟田市などの旧産炭地という特殊な地域を除けば、太宰府市が17の市の中で一番悪い数字になっております。

では、この数字をわかりやすくするために、家庭に置きかえて考えてみたんですけども、例えば家庭には毎月給料という収入がありますが、その給料に対して毎月の生活の必要経費、例えば住宅ローンの返済ですね、子どもの教育費、光熱費、食費にそのほとんどが消えていき、塗装のはげた家の壁を塗りかえたり、水漏れがひどくなった水回り、すなわち台所やおふろの改修も回らない状況であるというのが、今の太宰府市の状況ではないかと思うんですけども、このように考えると今の財政状況では市民から出された日常生活の上で、極めて不便や不安を感じることや危険を伴うことへの要望にも、ほとんどこたえる余地がないという財政状況なのかどうか、そのような解釈でいいのかももう一度お尋ねいたします。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） おうちで例えればということですから、おうちで例えた場合、私も家を建てたことありますが、建設、都市基盤整備といいまして、個人で言えば家を建てるにはやはりお金を全力そこに集中をしますので、なかなか余裕はないということで、洋服も毎年つくりよったのを2年に1遍とかですね、あるいは旅行も少し制限しようとかですね、そういうような形でやはり何かを、事業を伸ばす状況のときにはやはり余裕がないだろうと思っております。

しかし、そう言われましても、まだまだ建設をしてる段階でございますので、投資ができる状態にあります。その投資に振り向けて一般の経常的な経費はその間少し我慢をしよう、そういう状況でございますので、もし大きな大災害があるという場合には、その建設事業を取

りとめてでもそちらに振り向けると、そういうふうな形でできるだろうと思ってます。

がんじがらめでもう何もできないというような、そういう状態ではないということでございます。多少融通が少しきかないと、大きな事業をやっているために少し我慢できるのを我慢していただいと、そういう状況だというように考えてもらったらいいと思います。

議長（村山弘行議員） 1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） 個人が家を建てる場合でもですね、いろんなタイプがありまして、貯金をきちんとやって頭金をたくさん入れて建てる方、それと貯金がなくてほとんどローンでする方、それがいろいろあると思うんですね。それによってやっぱりその家の家計の自由度っていいですか、それが変わってくると思うんですけども、では、今年度市長との懇談会っていうのが新規事業の中で予算計上がなされていますが、その際、市民へも財政状況が危機であるとのことを知らせていくとの答弁が、先日行われました代表質問の際、総務部長からあっておりましたけども、市民に対して今の太宰府市の財政状況をどのように説明をされるのか、大変関心を持っております。

その点について市長にお尋ねいたしますが、市民との懇談会の際、市の財政状況を十分説明した上で、市民への負担増に対しても一定の理解を得ることができるとお考えでしょうか。そのことについて市長のお考えをお聞かせください。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 財政の数字的なものは別といたしまして、本市の財政事情が非常に厳しいことは我々非常に認識いたしております。なぜこういう状況になったか等々いろいろの理由がございます。

当面三位一体の改革等で地方分権に伴います中央と地方との費用負担といいますが、税の分担割合等々検討されておりますが、大きな問題としましては、地方交付税の削減、あるいは税源移譲がまだ地方分権に伴う地方の要求に満たしてない等々、まだ三位一体に伴います地方の財源体系は不透明でございます。

今、経常経費の問題も言われましたけれども、経常経費の比率の問題、これは非常に財政の硬直化した一つの指針でございますけれども、市民の皆さん方には、借金とは何か等々につきましてもよく理解していただきたい。例えば、起債の問題にしまして、これは太宰府の将来のまちづくり、家庭で言えば住宅のローンを含めたような、そういうタイプの先行投資の起債はたくさんございます。あるいは本市みたいに15%も文化財を保存してる。そしてこれは将来文化財に指定された土地につきましては公有化を図る、これが国の指針でございます。これに対する年間6億円ないし8億円の財源を投じておりますが、これも起債措置でございますが、これは国が将来別途財源措置をするという起債の内容でございます。また当面やらなくちゃならない緊急順位の問題等も、市民の皆さんに本市の財政状況を私からも説明申し上げますが、それと同時に自分たちのまちは自分たちでつくる、もろもろの財政事情、あるいは市民サービスのニーズはたくさんございますが、そこらの緊急順位等も十分にお話を聞きながら、皆さん

と一緒に健全なまちをつくっていくというようなことで、懇談会のときは十分話し合いたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） 市長が直接市民の中に入って行って、そのような市の状況をお話しただくのは、とても市民の方にとっても説得力ありますし、職員にとっても嬉しいことじゃないかと思っております。今後の市長の活動に期待しております。

それで、私、行政とは一体何をするとこなのかって考えてみた場合ですね、本来の役割というのは、やはり市民が安心して暮らせるまちづくりを進めていくことだと思っております。そのためには市民の要望を知り、きめ細かく対応していくことが求められると思います。具体的にこれから行政が求めていくことは、総合的な子育て支援や教育環境の整備、さらには高齢者、障害者へのきめ細かい施策だと思っております。

このように考えると、大きな公園が数多くできたり、様々な立派な施設ができ、市が都市としての機能を充実させることが、果たして多くの市民の心の豊かさや安らぎを与えることができるかということになると、私は疑問に感じております。ハードの整備からソフトの整備へと、市民一人ひとりにより近い部分への施策を充実させるなど、これからの政策を大きく方向転換させる必要があるのではないのでしょうか。

このように考えていくと、市がこれまで行ってきた事業において、市が果たしてやるべきことであるのかどうかを市民の利用度や満足など、詳細に調査して、多方面から事業の見直しを進めていく作業が急務だと思っております。思い切った改革をやらなければ、市の財政状況は悪化の一途をたどるばかりです。

ここで発想を変えまして、市の財政再建を企業の再生の視点から見ていきたいと思っておりますけれども、企業を再生する場合には、今、法的には企業には民事再生法というのがありますけれども、その民事再生法をやっていく、まず最初の手法としまして、その企業が持っている資産と負債を、それを見ながら、その資産、現金価値が、資産価値があるもの、それはすべて売却し、それで負債を減らしていく作業をまず進めていきます。これは個人の自己破産でも同じように進められていきます。自治体には破産という制度がありませんから、企業などの再生と同じように進めることはできませんが、その企業再生の手法から見習うべきことは多くあるんじゃないかと思っております。今流通業界の大手の企業だとか、銀行だとか、様々な日本の多くの企業が民事再生という形で自分の行政をスリム化して着手しているところであります。

ここで質問いたしますけれども、今後の市の財政健全化を進めるに当たり、市の負担を減らしていき、同時に行政のスリム化を進めていく一つの手法として、市の公共施設など市の資産を民間へ売却するというのも考えられますけれども、このような考えについてどのような意見をお持ちでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 現在太宰府市にあります施設については、いろんな目的を持って、それ

それ議会でやはり必要だと、市民も必要だということで設置をいたしております。そして条例化もいたしておるところでございます。

それよりもまず私が考えておりますのは、その資産の売却といいますのは、今のところ不要地がまだまだございます。市有地の不要地がございますので、そちらの売却をさらに進めていこうというふうに考えてます。

施設については、それぞれ民間と違いまして、歳入でその施設を賄うということが、100%民間ですとそれは110%、120%で利益を生むという施設になりますけども、なかなか市民の福祉ということからいきますと、それをオーバーすることは難しいということです。極端に言いますと、例えば大きな施設で2,000万円の維持管理がかかってる施設がございますけども、年間の収入が45万円という施設もございます。やはりその辺は皆さんにこう理解をしていただいて、応分の負担、受益者の負担という形でその負担をしてもらえないだろうかということで、施設はそれぞれ目的がございますので、その目的に応じて使用していくのはいきますけども、応分の負担をしていただいて、その余力でほかのいろんな事業に、片井議員さんがおっしゃるようにハードからソフトへというようなお話が出てますが、ソフトの事業へというふうな形で持ち込めないかなと。そういうように二本立てで今のところ考えております。

議長（村山弘行議員） 1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） 市の現在の行政運営を見た場合に、私が見た場合には、太宰府市の財政規模、要するに身の丈を超えているのがあるんじゃないかなと考えておまして、よくそれは市民の側からもそういう意見は聞いたりします。都市基盤整備を進めてきたために公債費の割合が多いっていうのは、これは数字の上でも明らかにしておりますけども、要するに借金が多いということがありまして、その財政悪化の原因が、今先ほども答弁ありましたけども、一昨年の水害や国の三位一体の改革など、もろもろの原因が、それだけではなく長期的な財政計画を立てなかったということが起因してるのではないかと考えております。

今後も、太宰府市も一時的な人口の増加はあるにせよ、例外なく高齢化、少子化社会は進んでいくと思います。これはすなわち人口が減少していくということでありまして。さらに、これまでのような経済成長は望むこともできなくて、税収の大幅な増加は見込めません。

このような中、起債発行による借金を増やしていくことは、若者世代に多くの負担を与えることとなり、そのことは極力避けなければならないと考えております。先行投資という形でありながら、やはりこれからその収入の主な部分を占める若者っていうのはもう極端に減ってまいります。ですから、やはり先行投資っていうのにも、これはしっかりとした計画を持ってやっていただきたいと思っております。

またさらに、看護学校の跡地を取得したり、さらに火葬場の建設計画もありますので、市の財政を好転するのはなかなか難しく、本当にどのようにしてやっていくかということをしかりと考えていっていただきたいと思っております。

それで、先ほどの施設の売却のところでは私言ったんですけども、例えばこれ太宰府館なんで

すけども、太宰府館はまだできたばかりで、今、今後どうこうというわけではありませんけども、例えば市が持っているいろんな制約があるよりも、民間がやった方が自由な発想で、それが経済活動を豊かにして、そのことがひいては市の税収増につながるってようなこともあると思いますが、そういったことも、それは例えばの例ですけども、そういったことも考えながら、やはり市が、これは指定管理者制度をすればいいってということではなくて、市の公共施設ってということは制約がありますので、いろんな経済活動ができません。ですから、やはり歳入を少しでも増やすためには、そのような方策もぜひ考えていっていただきたいと思います。

それと、先ほど言いました業者などに委託している事業のうち、民間へ開放できるものは民間へ開放していくってということ、民間への委託も考えていくということは聞きましたけども、例えば今地区公園の剪定作業とか市道の清掃作業なんですけど、これは業者の方がしておりますけども、業者への委託ってというのは、やはり割高になるのではないかと思います。例えば地区公園であれば、その行政区に委託をして、その行政区が自分たちで業者を選定してやるとか、例えば街路の掃除だったらその区の中で希望者を募って、その希望者に対して、例えば幾らかの謝礼といいますか、具体的にはごみ袋を1年間じゃないですけど、それを差し上げるとか、そういう形でやっていった方が、私は業者に委託して1台の大きな清掃用の車を使うよりも安くできるのではないかなと思うんですけども、そのあたりのことについてどのように、何か市民への委託ってということで考えありますでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 今の質問は本当に私も同感でございます。今でも地区公園については、清掃とか草取り等、住民の方々が何もこう道具も要らないで使用する分については、現在でも地区の方々にやっていただいております。クリーンデーとか、あるいは12月1日にありますこととか、年2回ほど草取りをやったり、あるいは毎月当番で清掃をしたりってところもございます。

市が今委託しているのは、高いところにある木の枝の剪定とか、あるいは消毒、そういうものを行っておりますが、今後はやはり地域コミュニティの推進ということで、今現在考えておりますので、そのコミュニティの中で、少しコミュニティの助成をしまして、そういうようなものをみんなが自分たちが使う公園は自分たちで清潔にしていこうよというような情勢の中からはやはりやっていっていただきたいなというふうに考えてますので、今後はそういうふうな地域での声がどんどん出てくればいいなというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） これは、私たちは3党派合同で志木市を視察した際にも、志木市は例えば役所の窓口業務っていか受付業務も市民への委託になったりしております。個人ではできませんので、そういう希望する市民が一つの団体をつくって、それで市民の側に委託してってようなこともありますので、市のすべてのあらゆる業務の中で、市民へ市民参画を促す上でも、それと市民という、これは特に高齢になってくればくるほど、皆さん社会へ貢献し

たいって気持ちがありますので、その報酬の額ではなくて、やっぱり自分が社会に貢献しているかってことで、それほど高くない報酬でも引き受けてくれる市民はいると思いますので、ぜひその観点からも市民への参画を進めていっていただきたいと思っております。

それと、ITの専門家の配置についてであります。今のところIT専門職としては採用することは考えてないってということで、県と連携しながら進めていくということでありましたが、ここに、さきに門田議員から出されました資料がありますが、私も同じこの資料見まして、IT化の専門家を置くことのメリットってというのは2つあると思うんですが、まずそのIT化をすることによってペーパーレスが図れたりとか、それとか事務作業がスピード化するとか、そういうことのほかにもう一つはITの、要するに契約におけるときに、それが妥当な金額なのかどうかということを見きわめるようなことができて、結果的に財源の削減になるのではないかと考えております。

このことについては、やはり市も検討すべきであり、ぜひ検討してやってほしいと思います。して欲しいと思います。実際に佐賀とか長崎でも多くの削減ができております。この件について後で門田議員が詳細にまた質問すると思いますので、私は資料だけを参考にさせていただいて、質問はこれで終わりと、この分に関しては終わりたいと思います。

私、市の財政計画を、再建計画をまず進めていくために何が必要かといいますと、今市の財政状況の現状を、まず市の内外に知らせることではないかと考えております。財政危機宣言とかしてですね。それでなければ、市民は今財政がどうなのかということを知ることもできなくて、ただ財政難の一言でできないできないっていうのは、市民にとってもやはり納得はいかないのではないかと考えております。

財政危機宣言をしまして、市長の財政再建への明確な意思を職員、また市民に向け発信していただいて、一丸となって取り組む姿勢を見せてほしいと思っております。そのことをまずやった後で、思い切った改革をしていく、従来の行政手法ではなく、時代が求めるものへ、また市の財政規模に合った行政運営へと変えていく必要があるのではないかと考えております。

市長の今後の実行力、行動力に期待して、質問を終わりたいと思います。

議長（村山弘行議員） 1番片井智鶴枝議員の個人質問は終わりました。

次に、5番中林宗樹議員の個人質問を許可します。

〔5番 中林宗樹議員 登壇〕

5番（中林宗樹議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告書のとおり質問させていただきます。

まず1番目に、指定管理者制度の導入についてをお尋ねいたします。

平成15年6月13日に地方自治法の一部を改正する法律が公布され、同年9月2日に施行されました。今回の地方自治法の改正により、公の施設の管理方法が管理委託制度から指定管理者制度へと移行されました。これまでの管理委託制度では、管理委託を受けることができるのは地方自治法第244条の2の3項に、その管理を公共団体が出資している法人で、政令で定める

者、または公共団体もしくは公共的団体に委託することができると規定され、委託管理ができる団体は限定しておりました。今回の改正で、法人その他の団体であって、地方公共団体が指定する者（指定管理者という）に当該公の施設の管理を行わせることができると改正されました。これは平成15年9月2日より施行となっておりますが、経過措置として法施行後3年以内までに移行しなければならないとなっております。ということは、平成18年9月1日までに移行しなければなりません。あと1年半ぐらいしかありませんが、本市ではどのような取り組みがなされているのかお尋ねいたします。

また、今回の改正で、公の施設の管理が民間やNPOなどにも開放される道が開けたのではないかと思います。近年では体育施設や集会施設、福祉施設など、民間業者やNPOによって質の高いサービスが提供されており、民間の手法を公の施設の管理にも活用することができれば、住民サービスの向上や経費の削減などが期待できると思います。

そこで、以下の点についてお伺いいたします。

- 1、今、本市では指定管理者制度への移行に向けてどのような取り組みがなされているのか。
- 2、指定管理者制度の導入へは、条例の制定が必要となってくると思いますが、平成18年9月までの移行完了までのスケジュールはどのように考えておられるのか。
- 3、本市における指定管理者制度の対象となる公の施設はどのようなものがあるのか。
- 4、3の公の施設で、現在委託管理がなされている事業者はどこどこでしょうか。
- 5、指定管理者の選定はどのように考えておられるのか。

以上、お尋ねいたします。

次に、高雄地区の道路整備についてお尋ねいたします。

高雄地区の道路整備は、高雄中央通り線に見られますように非常に遅れております。高雄中央通り線につきましては、平成19年度までに完成と、やっと目鼻がついたところですが、先ほども言いましたように、高雄地区の道路等の整備については、していかなければならないところはまだまだたくさんあります。

今回取り上げさせていただきます高尾川沿いの市道もその一つでございます。ここも生活道路として、また通学路として非常に車や人通りの多いところですが、ここは高雄台団地の北側で、高雄台団地やその周辺の住民の皆さんが小学校や幼稚園、保育園等へ行かれるとき、また市役所など太宰府市内へ行かれるときには必ず通られる生活道路なんです。一部は拡幅もされておりますが、全体的には道幅も狭く、所によっては2mもないところもあります。そこを人と車が一緒に通らなければなりません。所によっては路肩も自然のままです。ガードレールもありません。危険の上もありません。この高尾川沿いの市道の整備はどのように考えておられるのか、また整備事業計画などがありましたらお伺いいたします。

もう一点、高雄交差点の高雄中央通り線から出るときの青信号の時間ですが、ここは現在青信号になって出られる車3台がやっとで、あとは長い時間時間待ちとなります。利用される市民の皆様には不便を強いられておりますが、信号機の管理は警察の方でしょうか、もう少し長

くしてもらいようにお願いできないでしょうか、お伺いいたします。

再質問は自席にて行います。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） ご質問の1点目から5点目については、あわせて回答申し上げます。

本市においては、公の施設が56施設ございます。そのうち既に管理運営を委託しているものが、体育センターや市民プール等の運動施設、いきいき情報センター等の文化施設など13施設ございます。この13施設について、法改正の経過措置が終了いたします平成18年9月1日までに指定管理者制度への移行が必要なため、本年6月議会に指定手続の条例の制定並びに施設設置条例を提案したいというふうに考えております。その後、この条例に基づきまして、公募を実施いたしまして、選定の結果を12月議会にて提案いたします。そして、平成18年4月から制度移行を行えるように準備を進めるつもりでございます。

指定管理者制度は、公募による選定が原則となっておりますが、ご提言のとおりこの制度は株式会社等の民間企業だけでなく、各種市民団体やNPOなどの団体に管理運営をゆだねることもできるようになっております。そのような団体に管理運営をゆだねることで、利用者にとっては自分たちの利用する施設を自分たちで管理運営ができて、行政にとっては経費節減につながるというふうになります。こうした視点を視野に入れまして、13施設それぞれ施設ごとに公募が可能かどうか、あるいは特定の団体を指定して指定管理者とするのはいいかどうか、あるいは直営の方がいいのではないかとということも含めまして、現在検討を行っているところでございます。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） 大まかなところを大体お答えいただきましたけども、あと若干中身についてご質問させていただきます。

まず、管理者制度は主体となる管理者の範囲が民間企業やその他の団体まで拡大されたということですね、施設の利用料金を指定管理者が収入とすることはできるということは、これまでの委託管理者もそうでしたけども、今後はその委託管理者が行うことができなかつた使用許可などの行政権限までも行うことができるようになるということになっておりますが、そこでお伺いしますが、指定管理者が利用料金を上げたり、利用時間を長くしたり短くしたりするようなこともできるようになっておりますけども、利用者にとって不利になったり不便になったりするようなことは起こるのではないかとこの疑問もありますけども、こちら辺はいかがでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） この指定管理者制度を利用する場合に一番肝心なのは、やはり仕様書の作り方です。民間で言いますと契約書ですね、の中身です。料金の方も市民のための施設でございますので、天井で値上がりをする、値上げをしていいということではなくて、やはり最高でも幾らだと、やはり例えば今、利用料金が1時間500円であれば、最高でも500円だと。

それ以内であればいいですよというような取り決め方をしていきます。時間についても、あるいは休日の回数にしても、やはり最高限度を定めるというような形で市民に不利益にならないように、そういうような形で仕様書をつくって契約書の中に入たい込んでいきたい。あとは市民が利用しやすいと、民間ができればそれは上乘せしてやっていただくと、そういうような形で民間の活力を導入していきたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 5 番中林宗樹議員。

5 番（中林宗樹議員） それでももしですね、市民にとってですね、利用者にとって不利になったり不便になったり、それから指定管理者の方ですね、管理等を行ってる中で不都合が起こったり、トラブルが起こったりした場合はですね、その契約は期間が限定されるということでございますけども、その期間がですね、何年ぐらいされるかわかりませんが、契約してその契約が終わるまでは待っとかにやいかんとか、それともその途中でですね、やはり何かもう少し改善してもらえようような意見を言えるような、そういう窓口といいますか、機関ができるか、そこら辺はいかがお考えでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） これも仕様書あるいは契約の内容でございますが、やはり契約の内容のとおり実施されてるかどうかというのは、いつも我々委託の方としてはやはり実施検分する必要があると思っております。そういうこともやはりうたい込まないといけないだろうというふうに思ってますし、あるいは契約期間も長いのがいいのか短いのがいいのか、それ今からいろいろ検討していきますけども、やはりこう違約があれば、契約に違反しておれば、そこでストップですよ、あるいは原状回復をきちんとしなさいよとかですね、そういうふうないろいろなトラブルを頭に想定をして契約書に入たい込むと、そういう形でして市民の利便性、あるいは市がこれをするによって損害がないような、そういうふうな形で契約をしていきたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 5 番中林宗樹議員。

5 番（中林宗樹議員） 契約書の中で対応するということでございますけども、その中でもですね、やはり若干はみ出ししたりする部分だであると思っておりますのでですね、その市民なり利用者の方からですね、そういうことについてのそんな苦情や提言とか、いろいろあると思っておりますけど、そういうものについてのですね、受け付けをするというか、そういう対応をするような窓口をですね、やはり一つぐらいつくられとった方がいいんじゃないかと思っておりますけども、そういうお考えはおありでしょうか、ちょっとお尋ねします。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 施設の管理運営はそれぞれ、例えば教育委員会、教育部が持ったりあるいは総務部が持ったりしておりますが、第一のその責任者に、やはりその担当部というふうになります。

しかし、新しい制度を設けますもんですから、いろんな法律的な問題が起ころうというふう

に思ってます。これは、総務部の行政経営課の方で今方策をつくっておりますので、そういうところが当面は指導に入ると、あるいはそういうトラブルについては総括的な受け付けも解決できない場合は乗り出していくというような形にしたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 5 番中林宗樹議員。

5 番（中林宗樹議員） そういう不都合なところなんかも十分に取り入れていただいて、解決ができるような方策を考えとっていただきたいと思います。

それで次に行きます。

指定管理者制度は、同法施行から3年以内に管理に移行しなければならないというようなのは先ほども言いましたけども、もうそのうちの1年半、半分ですね、過ぎとんですね。それで先ほど総務部長の方から6月に条例制定の案文を出して、それから来年の12月ですか、には決めて、そして平成18年4月からはもう移行したいということでございますけども、この制度は今度はやはり大幅に変わるわけですね。ただ、名前だけは委託制度から指定管理者制度へということでございますけども、その中身を見ますと、非常にやっぱり大きな変化になると思うんですね。今までは行政の出資機関でなければできなかったところが、今度は民間の方がやるということですので、民間の方がやるということについては、それなりに関心を持たれてるところもありますので、こういう制度が今度は指定管理者制度になりますよということですね、やはり市民の皆様へ十分に説明していかなければならないと思うんですけども、そこで民間の業者の方もその説明が十分に受けられればほんなら自分がやってみようかというようなこと、それからNPO団体の方がやってみようかというようなことで、手を挙げられる方が出てくると思うんですね。

そこで、市民の皆様はこの指定管理者制度をしっかりと説明していただいて、内容を理解していただくという仕事の一つあるんじゃないかと思うんですけども、これは時間が大変必要になってきます。それでたったあと1年半でこれをやろうとしたときに、やれるのだろうかということですね、この市民の皆様への説明はどのようにされるのかですね、それから時間的に先ほど部長の方から説明がありましたけども、これであと1年半で本当に移行できるのかどうかですね、そこら辺ちょっとお尋ねしたいんですが。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） まずはこの制度をやるんだぞという意思決定が条例の制定ということになりますので、6月までにその内容を十分詰めて、この施設全部を応募があるのかなというような、ちょっと疑問もございます。民間のノウハウが生かせる施設と、これは民間でやっても公でやっても余り変わらないなという施設もございまして、そういうところを見きわめながら進めていきたいと思うんです。

いずれにしても、制度を導入しようっていうことをやっとなら12月に内部機関で決定したばかりでございますので、6月に条例制定して、それから皆さんにいろんな情報をお示するという形になると思いますので、ちょっと時間が押しておりますけども、各市町村もやはりどれだけ

どういう民間の業者が立ち上がってくれるのかなあというようなことがまだまだ様子見が多くて、近隣でもそう多くは、福岡県でもまだ北九州、その他一、二ぐらいの施設しか現在やっておきませんので、そういうことも見きわめながら、市民に利便になるような、マイナスにならないような方向づけをしていきたいと思っておりますので、いずれにしても6月議会で条例が通った時点から大急ぎで動くと、そういう形になると思います。いずれにしてもできる分については来年の4月からという目標を定めまして、全力を投入する覚悟でございます。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） 市民の皆様への説明というか周知の仕方ですけども、これはどういうふうにお考えでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） まず身近なところで広報、あるいは既存の指定業者を、指定を受けてる業者がございますので、そういうところにもやはり資料を送りたいというふうに思います。

それから、NPOあるいは地域にゆだねた方がいいのかなという施設もございますので、そういうところはそういう利用者の会、あるいはNPO、そういうところも今から私の調査をしまして、その準備を6月までにしたおきたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） 広報でやると、あとは指定管理、今管理受けてる方にやると、NPOとかそういう関連団体へ周知をするというようなことで説明をしていきたいということでございますけども、やはり今まで市が行ってきましたですね、事業に対してですね、いろんなことで市民に対する説明が足りなかったと思うんですよね。今言われましたぐらいですね、本当に市民への説明が足りるのかなあという気はするんですけども、やはりいわゆる市の説明責任というのについてですね、いま一度ここでですね、考えさせていただきたいと思うんです。

今まで市がですね、何かしようとしたときにですね、いわゆる環境税のときでもそうでしたし、都府楼保育所のときもそうでしたけども、やはり最初の説明のですね、時間と申しますか、やり方がちょっと足りなかったんじゃないかなということですね、いろんなトラブルを起こしたりですね、時間が余計かかったりしてきてると思うんですよね。ここで今のですね、部長のご説明でですね、十分に市民の方にですね、この制度が理解されて徹底していけるのかなという気がするんですけども、これはもう市長にお尋ねしますけども、今までの出来事での説明や、今回の説明の方法でですね、市民の皆様への説明責任がですね、十分であるかどうか、市長、お考えでしょうか、お尋ねいたします。

議長（村山弘行議員） 助役。

助役（井上保廣） 何をするにいたしましても、周知を図っていく、あるいは合意形成というようなことについては大事でございます。その方法等についてはいろんな方法があるかと思っております。今太宰府市においてもIT関係のホームページでありますとか、あるいは広報でありますとか、あるいはまほろば号にもいろんな広告欄の欄もございます。あるいはそれぞれの案内

等々をする際におきまして、その下に市のPRを行うと、周知を徹底すると、収发文書、情報の中に組み込んでいくとか、いろんな創意工夫がございます。

この指定管理者制度につきましても効率的な行政、あるいは多様化しておりますような住民の要望等が非常に大きいと、施設等につきましても、そこには民間のそういった機能といいたいでしょうか、いい面を活用して運営に図っていこうと。

実は市におきましても、早い時期からこのエージェンシー含めて、垂直的減量というように申し上げておりますけれども、国におきましては行政法人というような形で行われてます。市においては早い時期からこの取り組み等については行ってきておるわけでございます。

この文化スポーツ振興財団、ここに13施設、今部長が説明しましたけれども、そこに職員を直で張りつけておった場合についてはどうなるのか。103人ほど職員おりますけれども、そういった面からこの指定管理者制度、民間が導入、参画するにいたしましても、どこに違いがあるかといいますと、官と民においては人件費です。運営費等については大差はないと思います。その施設を何回転するか、何回転使うかと、活用していくかというようなことについて差は出てくようと思います。

私も文化スポーツ振興財団の理事長をいたしておりますので、平成18年9月については同様に競争をしていきたいというふうに思っております。市の財団の職員等々についても、いろいろな面から意見もありますけれども、今の13施設、100名を超える職員については民間の、それこそ意識でもって今頑張っております。サービスも含めて、より向上する方向で民間とともに戦っていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） 今の助役のお答えは、結局今ある13施設の管理運営について、指定管理者制度についてのですね、取り組みについての心意気といいますか、お気持ちと申しますけれども、それを市民にですね、わかりやすくですね、説明していただけるだけのですね、説明責任をですね、どのようにしてやっていくかということで、先ほど部長の方からですね、お答えがありましたものでですね、市民に対する説明責任が十分であるかということをお尋ねしとんですが、そこら辺をちょっとお願いできますか。

助役（井上保廣） 今申し上げましたように、広報でありますとか、あるいはホームページでありますとか、あるいは平成17年以降等については、地域懇談会も予定をいたしております。そういった段階、時折その機会を見ながら、あるいは情報発信します資料等によりましても、絶えずその辺のところ等についてのPRについては努めてまいりたいと、このように申し上げたつもりでございます。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） しっかりですね、説明責任を果たしていただきたいと思います。

次にですね、施設については、今管理なされている分がですね、15施設あって、そのうちの

13施設を文化スポーツ振興財団の方で管理委託をされてるということでございますが、この中にですね、先ほどからちょっと各議員さんの間で二、三、出ておりますけど、太宰府館についてですね、これを指定管理者制度の中でですね、運営されるようなことを考えておられるかどうかお尋ねいたします。

議長（村山弘行議員） 助役。

助役（井上保廣） 太宰府館も当然今総務部長が説明しました館の中の一つでございます。検討の中には入れて当然検討していくことになるかと思います。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） そのようにお願いいたします。

次にです、現在市の方で公の施設についてはですね、先ほど助役の方からもご説明ありましたように、13の施設については文化スポーツ振興財団が指定管理者としてされております。これをですね、今後、公募によって指定管理者制度へ移していくということでございますけども、今回の法の改正の目的であります住民サービスの向上、それから経費の節減の趣旨ということから考えますと、この指定管理者制度でですね、やはり応募で各施設ごとにですね、これは似たような施設もありますのでですね、ある程度は二、三か所は一つの指定者になる場合もありますけども、そういうことで、これもですね、先ほど片井議員の方からちょっとお話出ましたけど、私たち会派で宮城県の多賀城市に参りました折に、多賀城市ではこの指定管理者制度への取り組みは早くでですね、昨年6月にもう条例を制定されて、これ完了年度は平成18年4月ということで、本市も平成18年4月に完了ということでございますけども、そういう中で多賀城市では進められておまして、もう既にですね、指定管理者制度へ移行されてる施設があるんですね。そしてその中でですね、移行されてる施設の中で体育施設があります。これにつきましてはですね、市民スポーツクラブというNPO団体が指定管理者とされております。これはもちろん経営的なものもですね、審査された中でですね、決定されておるんですけども、その中で体育施設をですね、利用している団体などでですね、その利用している団体が施設の管理運営を行うということは非常に、一番その事情が一番よくわかってですね、やはり最適の指定管理者であるということで、この市民スポーツクラブというのが体育施設の指定管理者にですね、選定されているんですけども、ボランティアやNPOでやりますと経費なんかですね、抑えられますし、またそういう施設をうまく使って収益を上げるノウハウを持つ民間業者もおられます。

このように民間の力をですね、活用することで、この法の趣旨である住民サービスの向上、経費の削減が可能になると思います。それぞれの施設にはそれぞれの機能があります。機能に合うような管理運営の方法があると思いますので、その施設での指定管理者についてはですね、やはりNPOやボランティア団体等なんかのですね、指定をですね、していただいて、経費をですね、削減していただくということで、これは先ほど部長の方からですね、片井さんの方にですね、お答えあつてましたように、なるべくそういうふうな方向でですね、経費の節減

をですね、お願いしていきたいと思います。

そういうことで、今度は文化・スポーツ振興財団が、今13の施設を管理しておりますけども、今度この指定管理者制度に移しました場合に、今度指定管理者制度で新たに施設をですね、どのように分類されるかわかりませんが、全部を文化スポーツ振興財団がですね、指定管理者になれるということもないと思うんですね、そのうちの半分なり3分の1なりが、そういうほかの団体でやるというようなことになればですね、これはこういう文化・スポーツ振興財団や古都大宰府保存協会、社会福祉協議会なんかのですね、やはり事業の中身のですね、見直しなんかもやっていかなきゃならないんじゃないかなと。それから、やはり今この3団体に対する補助金、それから委託事業、市の予算の中では非常に大きな面を占めておりますけども、ここら辺のですね、こういうNPO団体なんかを導入することによってですね、見直ししていく必要が出てくるんじゃないかと思っておりますけども、ここらについてはいかがお考えでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 当然それがなくても、やはりこの外郭団体等については常に見直しを行っておりますし、今度経営ノウハウが私たちの方もわかるようになってきますので、そういうことを含めているんな外郭団体、普通の団体との見直しも今後はやらなければいけないというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） 今NPO団体の活用ということでですね、出ておりますけど、これは今後ですね、行政におけるNPO団体やボランティアの活動は必要不可欠になってくると思います。結局行政コストをですね、ダウンさせるためには、やっぱりこういう方々のお力をおかりしなければなかなか難しくなってくると思いますので、そこでですね、これも先日の行政視察で行きました志木市の話ですが、これもちょっと片井議員の方から少し出ておりましたけども、志木市では市民パートナーといってボランティアを募集して、これをNPO法人化して、そしてそこへ市の仕事を、1時間当たり700円の謝礼で委託されておることによってでございます。そして、志木市での市の職員の方の年間給与は820万円だそうでございます。でありまして、市民パートナーだと1時間700円で、年間160万円ぐらいで済むというようなことですね、やはり志木市ではですね、小さな自治体を目指してやっているということでございますので、やはりこの市民ボランティアやNPO団体の活用ということは、これからの行政の中で大きなですね、行政ポイントになってくると思いますので、この指定管理者制度の導入を機会にですね、市民ボランティアやNPOなどへの業務委託など、思い切った行政改革を今この財政難の今こそ断行すべきだと思いますが、ここらについて市長いかがお考えでしょうか。

議長（村山弘行議員） 助役。

助役（井上保廣） 今中林議員のご提起されましたことについては全く同感でありまして、絶えずその施設運営のあり方等については検証を加えていく必要があるというように思っております。

す。それで、私どもも事務事業の評価でありますとか施策評価、政策評価を含めて、平成17年度含めて継続して構築していきたいというふうに思っております。そのような中身で、私どもも行政運営をしてまいりたいというふうに思っております。

議長（村山弘行議員） 5 番中林宗樹議員。

5 番（中林宗樹議員） 本市もですね、ずっと一般質問で財政状況は悪いということで、非常にそういう声は多いし現実でございますので、やはりここで何か、ひとつ新しい感覚で新しい方法を取り入れて、やはり小さな行政ということを目指していただきたいと思います。これでこの分については終わります。

議長（村山弘行議員） ここで14時20分まで休憩いたします。

休憩 午後 2 時07分

~~~~~

再開 午後 2 時20分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

建設部長。

建設部長（富田 譲） それでは、高尾川沿いの市道の整備ということでご回答申し上げます。

ご質問の道路は太宰府高校入り口付近の飛鳥台団地 1 号線より今王・柳ヶ浦線と高雄台36号線、江牟田・吉ノ浦本線の 4 路線で構成され、総延長約1,000mの市道でございます。この路線の一部は団地造成時に幅員 6 mに改良いたしたところでございますが、約半分の路線は 4 mもしくは 4 m以下の道路でございます。朝夕の子どもたちの通学路、車の往来の状況は十分承知いたしておりますが、現在のところ拡幅計画はないところでございます。当面は現在進めております高雄中央通り線の拡幅及び新設道路の家ノ前・今王線の完了を目標といたしております。ご理解いただきますようお願いいたします。

それでは次の、高雄中央通り線の信号のところのご回答を申し上げます。

高雄交差点は国道 3 号線と県道筑紫野・筑穂線及び市道高雄中央通線が交わる 5 差路の交差点で、朝夕は特に交通量が多い状況です。

ご質問の、市道から 3 号線へ出る信号機の通過時間はわずか数秒と短こうございます。おっしゃいますとおり、車両が 3 台から 4 台程度出るのが精いっぱいのご様子でございます。この市道が拡幅改良されますれば、今以上に車両の通行が増えてくるということが考えられます。そういうことから、通過時間の延長に向けましては状況を見きわめまして、筑紫野警察署と協議していきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 5 番中林宗樹議員。

5 番（中林宗樹議員） ありがとうございます。

高雄地区の道路については、もう部長の方からあっさりありませんということでもう言われましたけども、非常にこれは、私としましては本当にもう何ていうか、涙が出るほど悲しゅう

うございます。そこで、ここは先ほども言いましたように、やはり通学路であり、そして一般生活道路でございます。ここは本当に見ていただきますとわかりますように、もう路肩も本当に2 mもないようなところに、片側も土手で、そこが子どもが転げ落ちたりするというような話も聞きます。そういうところをないということですね、本当にそれで私はいいのかなと思います。

そこで、もう一つ問題になるのは、高雄公園ですね、高雄公園仮称でございますけど計画されております。これ平成19年、20年にもう整備をするということで、これについてもまだはっきり地元にはどのような公園をつくるというような説明一言もございません。そういうものの中で、この道路についてもつくらないと。まだ、ほかにもたくさんこういう道路がございます。やはり、あそこへまた十何億円からお金をかけてやられると思いますけども、そういうお金があれば、こういう市民が一番困るところへ先にお金を使っていただいて、あそこはどなたが希望されてるかわかりませんが、地元の方々に聞いても、できればいいかと、だけど、そんなに必要はないよと。市がどうしてもつくるならつくってもいいけどもというような、お金がありますけども、そういうお金の使い方を、優先順位を考えていただきたいと思えます。高雄地区は本当にこれまで、皆さんは本当に、うちは筑紫野市かと思っておりましたという住民の方もおられます。このくらい高雄地区に対しての、今までの行政の目は行ってないんです。ここでまた若干日が照るかなと思うのは、結局美化センターが平成18年3月で地元との覚書の協定が切れるということで、若干市の方もそこら辺は気にされているようでございますけども、そのほかについては、高雄地区については一切お考えがないようでございますので、この席をおかりしまして、もう少し高雄地区についてですね、認識を改めていただきたいと思えます。そして一番、何というんですか、南の方で、東の方でございます。日が昇るのも高雄の方から上がっていきます。そういうことで、ひとつ今後とも高雄地区に対する整備計画についてはお考えいただきたいと思えますけど、もう一度お尋ねいたします。

この高尾川沿いの道路整備も、そのほかの高雄地区の道路整備についてお考えがありますかどうかお尋ねいたします。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） 現在のところそういう計画がないということをお申し上げたんで、未来永劫に何もしないということではございません。お金の使い方の順序ということで、高雄公園をどうかということ。このことについては、これまでのいろんな場でそういうご意見が出ておりますので、十分承知いたしております。ただ、高雄のまちづくりの中で公園をつくっていきこうということ、そしてこれを都市計画決定ということをしていただきながら、国の方にも補助をいただきながら、今用地を買ってつくっていきこうということがございます。ですから、現在の段階では財政負担がかからないような、そういう整備の方向、そういうものを考えていかなければならないというふうに思っております。

おっしゃいます市道については、確かに、それこそ民家の中を歩いていくような、間違える

ような道路もありますし、県道のところについては非常に信号から数十m、非常に狭隘な道路ということで、実情はよくわかっております。ただ、今の状態ではそういう抜本的な市道を計画するというのはございませんので、危険なところ、例えばガードレールをすとか、そういう路肩の整備をすとか、そういう状況に応じて対応していかざるを得ないということでございますので、決して高雄地区が筑紫野市とか、そういうことは決して思っておりませんし、まちづくりしていこうという基本的な考えがあるということでございますので、どうかご理解していただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 5 番中林宗樹議員。

5 番（中林宗樹議員） ちょっと私も、もうないって言われましたんでちょっと、何ていうんですか、ちょっと慌てまして言葉が過ぎたところもあると思いますけれども、そういうような状態ですね、やはり高雄地区についてはですね、非常に、今言いましたように、まだまだ今からつくっていただかなければならないところもありますし、今部長の方からですね、高雄公園を含めた高雄地区のまちづくりについてですね、考えていくというお話でございますのでですね、そういう、また整備をしなければならぬ道路についてもですね、一緒に高雄のまちづくりの中で考えていただいて、高雄公園との計画とあわせて考えていただきたいと思います。そういうことで、高雄地区についてはまだまだ本当にやっていただきたいところもございます。それから、梅ヶ丘地区の公園がないということで、こちらの整備もですね、まだお願いしなければならぬし、それからまほろば号の一日も早い運行開始なども、多くの住民が切望されておりますので、こういうことにつきまして、高雄全体のまちづくりについてですね、早急なお取り組みをお願いして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（村山弘行議員） 5 番中林宗樹議員の個人質問は終わりました。

次に、7 番不老光幸議員の個人質問を許可します。

〔7 番 不老光幸議員 登壇〕

7 番（不老光幸議員） ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

市長は「市民が真ん中・もっと太宰府らしく」を市政運営の基本市政に据え、歴史とみどり豊かな文化のまちの創造に向けて努力をされ、また市内まるごと博物館構想の大きな核の一つとして九州国立博物館も、今年の10月15日には開館になります。それに向けての整備として、散策路の事業も着々と進められております。さらに平成17年度の事業計画では、万葉歌碑整備事業、市内を周遊できるように案内板を設置するサイン整備事業、花いっぱい運動事業などが観光マップ、観光ホームページの充実とともに実施されます。そのようになりますと、今よりもさらに市民の皆様が「歴史とみどり豊かな文化のまち」を味わうために市内各所を周遊する機会も多くなりますでしょうし、市外からの観光客も多くなると思われます。市内を周遊する機会が多く、時間が長くなりますと、どうしても心配になりますのが、トイレの問題がありま

す。そこで、常設公衆トイレの増設について、次の2点についてお伺いいたします。

まず1点目は、西鉄都府楼前駅周辺に市営のトイレが設置できないかお伺いいたします。

現在西鉄都府楼前駅には駅構内にトイレがありますが、西鉄太宰府駅と違い、電車利用者以外は自由に使えない現状があります。この点の改善策が、多くの市民や観光客のためにも必要と思います。

2点目は、車利用観光客向けの常設公衆トイレの増設計画についてであります。

年未年始から3月までは、参拝客や観光客の車が渋滞を来していることはご承知のことです。ございますが、車利用の観光客は、目的地までの所要時間が予定よりも大幅に遅れることを余儀なくされています。これの解消策が望まれますが、早急に実現には至りません。そのために、途中のお店や民家にてトイレの用を足しておられるのが現状であります。もちろんこの時期には仮設のトイレを用意されるようになりましたが、この状況をいつまでも続けていくことは環境及び景観上の問題、また観光客に満足を持っていただくことはできないという点で、私は危惧いたしております。今後の取り組みについてお伺いいたします。

再質問につきましては自席にて行います。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） まず、1点目のトイレの設置の質問にご回答いたします。

電車の駅周辺の公衆トイレにつきましては、通勤、通学する市民だけではなく、太宰府を訪れる観光客等の利便性を考慮いたしますと、いろいろな場所で設置されていることが望ましいと考えております。

ご質問いただきました西鉄都府楼前駅のトイレにつきましては、現在駅の構内に設置されており、新たな設置につきましては、これまで要望としていただいた経緯はございません。現実面からは、トイレを新たに設置する場合、建設費用だけでなく年間の維持管理予算の確保に苦慮する面もあり、また一方ではトイレ設置予定場所、近隣住民の理解を得る必要もあると考えております。今後はこれらの区画整理事業や駅前整備事業など、総合的なまちづくりの観点から設置については考えてまいりたいと思っております。

2点目の、観光客向けの常設公衆トイレの増設計画についてご回答いたします。

これまで市の実施計画として、車利用観光客向けのトイレを太宰府インターから天満宮までの間に水城跡、大宰府政庁は3か所、それから観世音寺に整備してまいりました。このほかに竈門神社にも設置いたしております。通常であれば太宰府インターや筑紫野インターをおりてから車で15から30分程度で市内の目的地に到着いたしますが、観梅や紅葉のシーズンなど、行楽時期には渋滞が発生しており、休日の市役所1階トイレの解放なども行って対応いたしております。また、本年10月九州国立博物館が開館いたしますと、新たな渋滞発生の懸念もあります。またご存じのとおり、正月の期間中は仮設トイレを設置し、観光客の利便性を図っておるところでございます。

今後も本市の財政状況とトイレ設置の必要性などを勘案しながら、継続して実施事業として

設置箇所の課題など検討していきたいと考えております。

以上です。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） まず、最初の西鉄都府楼前駅周辺のトイレの設置でございますけども、これは私もずっと調べましたら、そこにトイレの問題の質問とか、そういったものもございません。ただ私も太宰府の三条の方に住んでおりまして、めったに都府楼前駅には行くことは非常に少ないんですけども、あちらの方に住んでいらっしゃる住民の方からそういう要望を幾つか聞きまして、そういうのがありまして、今回質問に出させていただきます。それで、確かに都府楼前駅の構内にトイレはありますけども、今からやはりあそこの西鉄都府楼前駅っていうのは、太宰府市内でも重要な、何と申しますか、人の動きの拠点に今後なっていくと思います。やはりそこを何らかの形で、近隣の方のいろんなものも調査して考えるというふうにおっしゃいましたけども、方法としては、1つは西鉄さんにトイレがありましてですね、やはりそちらと協議をされて、何らかのトイレも含めた活用の仕方ですか、そういったものができないかっていうのが一つ思っております。

それから、今の構内のトイレでは小さいんでしたら、それに隣接してつくるといふことも、これは、そんなに近所の方に理解を得られないとか、そういうことはないんじゃないかなというふうに感じております。

それから、もう一つは、国道3号線の高架の下に自転車置き場で使ってるんですけども、あそここのところですね、やはりできないかっていうふうに感じます。それで、やはりトイレをつくれれば維持管理費が要するということが、これはもうだれが見てもわかっているわけです。やはり維持管理費、市内の中に幾つか公衆トイレがありまして、その掃除とかそういったものを、委託してからトイレの掃除していらっしゃると思いますけど、今度の予算にもそれが金額に載っております。維持管理費は要んですけども、何事もものを実施するには、これは管理費とかいろんなものは費用があります。そういうものも含めた上で、そういうことも私承知しながら、あそこの場所は必要じゃないかなというふうな気持ちですが、これは私一人の考えではございません。多くの市民の方からそういう話を聞いております。都府楼前駅にトイレがない、これが何とかならないかと、これを聞いております。もう少し部長の方の返事で、検討されるのを前向きに検討していただけるかどうか、再度お聞きいたします。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 一番いいのは西鉄と協議いたしまして、現在構内に設置してあるトイレを外からも利用できるということが一番だと思えますし、早いと思えますので、そういうことで西鉄と協議をしていきたいと思えます。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） 私も同じような考えを、まず第一はそれだと思えます。外側からも入れるように西鉄さんをお願いして、あと管理とか掃除とか、そういう問題もあると思えますけど

も、まずそれから取り組んでいただきまして、それがだめならそのところに隣接するようなトイレをつくるとか、あるいは3号線の下に新たにつくるとか、こちらも非常に費用がかかってくると思いますけども、ぜひとも前向きに、できるだけ早くお願いをしたいと思います。

それから次の、常設の公衆トイレの設置ですけども、実は歴史と文化の環境税の運営協議会の2月17日の資料の中に、常設トイレの設置事業というのが一般施策での対応事業ということで、市内の観光地等に計画的に常設の公設トイレを設置しますという項目がありますけれども、具体的にじゃあ何年度に幾つか、そういうのがありません。それで、この計画で、今部長の方から、現在設置していらっしゃる場所をお話しされましたけども、ここに観光プログラムのあれがありまして、トイレの部分も書いてありますけども、私が申し上げておりますのは、幹線道路に、やはり車で来られた方がどうしてもトイレが必要な場合が起きるわけです。それで、例えば幹線道路の中に道の駅のようなものがあるとか、そういうなどではトイレがあるということはみんなわかります。

それからもう一つは、これだけ観光客が来てる場所ですけども、幹線道路に観光物産店ですか、そういったものがあれば、そこにもトイレを使うとか、そういうことはできるんですけども、太宰府の中にはそれがございません。それで、今おっしゃいましたように、幾つかあるんですけども、これではまだ不足じゃないかなというふうに感じておりますので、この歴史と文化の環境税の運営協議会で話をされた常設トイレの増設も計画実施予定ですかね、そういうスケジュール的なものがわかればお伺いしたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 歴史と文化の環境税の実施計画につきましては、平成16、17、18年度という形でつくられておりまして、その収入をすべて基金に一たん入れて、それを活用していくということになってます。

現在のところ、その3か年の中で常設トイレについては含まれておりません。そういうことから、今後も継続して歴史と文化の環境税を徴収していくというような方針が出ました時点では、常設トイレについても計画をして運営協議会の中に図っていきたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） 実は、あるコンビニエンスストアのオーナーさんですけども、1日にトイレを貸してくださいで入ってくるお客さんが200人くらいいるという話なんです。車で来るお客さん、まず、どうしてもトイレが必要なお店にはそういうお店ですね、コンビニとか、そういう店にトイレを借りに入られるわけですね。店としてはそれは拒否せんで、どうぞというふうに使っているのが実態ですね。そのようにトイレというのは、仮設のトイレを、平成17年度も300万円ほど計上してありますけども、仮設もそりゃ必要ですけども、もう少し常設のトイレをできるだけ早く、これ平成18年度までにはやらないというふうに今部長がおっしゃいましたけども、できるだけ早く、これは必要じゃないかなというふうには私は思っておりますけど

も、再度、同じなんでしょうか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 現在の歴史と文化の環境税の実施計画が平成16、17、18年度で計画されております。その中に含んでおりませんので、継続して税の徴収がされる場合は平成19年度以降にも実施計画が立てられると思いますので、その中で計画していきたいということでございます。

それから、現在旧JA、筑紫農協の倉庫がございました。あそこにJAが加工所と販売所の計画を立てておられまして、そこには外来者用のトイレも予定されておりますので、1か所は常設トイレという形で増えるということにはなろうと思います。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） 私は歴史と文化の環境税の方から話ししましたから、それについてのご回答ですけど、これはそれとは関係なしに、一般の観点からでもできるだけ早くつくっていただけないものかというふうに感じております。

細かいことまで今から話しいたしますけども、旧3号線国分二丁目の水城跡の横にトイレがあります。あそこは周りに植栽をしてありまして、車ではとても中には入れないんじゃないかなと思うんです。だから、今太宰府市内にありますトイレというのは散策、歩いてとか、そういう方向きにつくってあるんじゃないかなと思います。それで、やはりこれは視点を変えて、車でおいでになる方が非常に多うございます。それで、これはやはり歴史と文化の環境税というのは、車で市内においでになるお客様と、それから駐車場事業者に多大なる負担をかけて、この税というのはできちゃったわけです。だからいろんな税の使い道、いろいろ施策のつてますけども、ぜひともこのトイレも早急にひとつ加えていただきたいというふうに思います。それで、今のトイレをもう一度見直して、車のお客さんが利用できるような方法に改善をすとか、それから観世音寺の前の広場のところに立派なトイレもございます。ただ車乗ってる人から、普通のときはトイレがあるってわかりません。だから、もう一つは立派なトイレがあっちこっちあるんですけども、幹線道路を通っている車に、ここにトイレがありますよって、ただ看板的にトイレって書いてしてあったんですけど、そうやなくて、常設のもう少しきれいなトイレやなくて、あるいはお手洗いとか、何か格好いい、観光地、観光客が来るんですから。太宰府に行ったら、渋滞に巻き込まれたらトイレに困った、もうとても二度と車では行けないというふうな印象やなくて、本当によかったという状況、環境を、環境美化とかいろんなこと言ってますけども、トイレの話みんなしたくないから出なかったのかもしれないけど、あえて私はもうトイレをまず第一に、太宰府へ行ったらトイレがよかったというふうな感じに、それをしていただきたいと思います。

それでもう一つ、石坂三丁目にグラウンドがあります。その奥に入ったところにもトイレがあるんですけど、これもわからないですね。そのグラウンド利用する人はわかるんですけども、だからそういうふうで、お客さん全くわからなくて車に乗ってきた人。ただ、今おっ

しゃるJAの加工場の跡がそういうふうにならなくなると思いますが、これも本当にありがたいことですが、ぜひとももう一度地域振興部、それから観光課の方で十分検討をしていただいて、ぜひとも太宰府に行ってよかったというふうなことを思われるような、やはりやるのが一番大事じゃないかと思えます。そういうふうな観点を持って、ぜひともお願いをいたしたいと思えます。どうなんですか、少し前向きにいただけますでしょうか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） トイレの場所の表示も含めましてサイン計画という計画を立てておりますので、その中で標識については検討したいと思っております。

それから、常設トイレの必要性については私も十分承知しておりますので、今後事あるときに検討していきたいというふうな考えてます。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） ありがとうございます。

検討の中で私がちょっと思ったのは、通古賀の近隣公園がございます。あそこかなり用地も広いんですけども、あそこに1個できないかということと、筑紫野・古賀線も松川地区の御笠あるいは宰府五丁目周辺ですかね、あそこ、それからこれは原の方はちょっと難しいんでしょうけど、さっきJAの道の駅ができるんでしょうけども、筑紫女学園のところで、太宰府ゴルフ場、あの付近3か所ぐらいはできるだけ早くできないのかというふうに思っております。これは要望でございます、質問をこれで終わります。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員の個人質問は終わりました。

次に、11番山路一恵議員の個人質問を許可します。

〔11番 山路一恵議員 登壇〕

11番（山路一恵議員） 議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い、指定管理者制度について質問をいたします。

2003年6月、政府は地方自治法244条の一部を改正し、公の施設の管理運営について、従来の管理委託制度に変わって指定管理者制度を導入しました。管理主体はこれまで公共団体、公共的団体、公共団体の出資法人に限っていたものを、株式会社などの民間営利会社にまで拡大できるようになり、またこれまで首長の権限だった使用許可権限も指定管理者に与えられることとなります。附則で、公共的団体に委託しているすべての公の施設は法執行を3年以内、06年9月までに直営に戻すか、指定管理者制度に移行しなければならないとあることから、本市においても6月議会以降手続条例の制定並びに公の施設の設置管理条例改正を行うことから、条例制定を前に幾つかの問題点を確認しておきたいと思えます。

指定管理者制度導入はもともと財界からの構想で、国、地方自治体の業務、施設を民間に開放してビジネスチャンスを増やすという基本戦略に基づくものです。公の管理・運営は数十兆円市場と言われ、大手企業は積極的に情報収集し、参入の準備を進めてきています。こうした動きを見る限り、営利法人が指定管理者になればもうけが優先し、施設使用料金が値上がりす

るのではないかと。また、職員がパートや臨時、嘱託などの不安定雇用を中心の運営だと、施設によっては住民サービスの低下につながるのではないかとといった心配がありますが、そこは個々の施設の役割、目的、機能を市当局が明確にし、住民の目線で管理者の選定を行っていただきたいと思います。そして、地方自治法244条の1、公の施設の目的、利用の公平性は、たとえ管理者が民間事業者になろうと遵守されなければならない部分ですので、条例や協定書にそのことを盛り込んでいただきたい。それから、契約書に職員の身分保障を明記することも実例としてありますので、ご検討ください。施設利用料の設定については条例に基づいて指定管理者が決めてよいことになっていますが、公の施設は設置の趣旨からして現行の料金設定を崩すべきではありません。それを踏まえた上での上限設定を行うとともに、減免措置についても条例に含めることを要望します。

次に、指定管理者制度では、民間事業者に対して情報公開、個人情報保護、住民監査請求などの仕組みが法的に明らかにされていません。特に、個人情報保護の問題は企業の顧客名簿流出事件などが相次いで起こっていることからしても対策は不可欠です。個人情報保護条例の遵守を条例や協定書に盛り込むことや情報公開においても規定を設けること、また事業報告書の議会への報告が義務づけられていませんので、議会のチェック権が及ぶような仕組みづくりを検討いただきたいと思います。

それから、指定管理者に兼業禁止の規定の適用がないので、不正、腐敗の温床になるのではとの危惧があることから、長や議員本人、または親族が経営する民間等事業者は指定管理者になることができない等の参入規制を明記することも必要です。

次に、指定管理者の選定に当たっては、利用者や住民代表、専門家、弁護士、公認会計士などを入れた選定委員会を設置することや、指定管理者の管理運営に関する調査や監視を行い、不備があれば市長に勧告することができる利用者運営委員会など、住民参加型の仕組みをつくることをお考えいただきたいと思います。

以上のような点についてぜひ条例をつくる際には考慮いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

次に、平成17年度中に指定管理者制度にする予定の施設が決まっていればお答えください。

以上、再質問については自席より行います。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 本制度は国、自治体業務の民間への市場開放ということも制度実施のねらいといたしております。本市におきましてもそれに沿いまして、民間事業者等に施設の管理運営を委ねることによりコスト減、サービスの増につなげるということを制度移行への大きな視点の一つといたしております。

しかしながら、ご指摘のとおり、株式会社等の民間企業が参入することによりもうけが優先し、結果として利用料の値上げや住民サービスの低下につながるのでは、また利用者等の個人情報の漏えい等の不安も懸念されております。そうしたことから、本市といたしましては、制

度実施に向けまして条例制定や改正を6月に予定しておりますが、ご質問の中でご提言いただいていたように、基本的な方針として制度を移行することにより民間事業者を指定業者として指定することになって、民間業者に変わったことで利用料が値上げされたり、利用の公平性が損なわれたり、利用者サービスが低下することはないように進める考えでございます。ということも条例に掲げていきたいというふうに考えております。

また、個人情報等の保護についても条例だけでなく当該事業者との協定の中に織り込むなどの措置を講じまして、個人情報が適切に保護されるよう努めていきたいと考えております。

また、指定管理者の選定については、市長や議員等、関係者の禁止等はありませんが、選定方法や選定結果は公開するなど、その透明性を図っていくこととともに、管理運営をゆだねている期間中は定期的に市に報告を求めるなど、随時指導監視ができるようにしていきたいと考えております。

この指定管理者制度については、平成18年4月実施を目途に計画的に準備を進めておりまして、平成17年度制度化する施設は現在のところございません。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 今のご答弁の中で、民間が仮に管理者になってもサービスの質あるいは料金の値上げ等がないようにしていく考えであると、そういうお答えがありました。けれどもやはり公共施設の管理運営が民間企業に任されるということについては、市民から見ると大きな不安があります。利便性やサービスについては確かによくなる部分があるかもしれませんが、それが料金に跳ね返ってくるのであれば、もともと住民の福祉を増進するという目的を持って、その利用に供するために設置された施設であるはずなのに、金銭的な余裕がなければ利用できないといった、結果的に利用の制限も出てくる心配も十分に考えられることです。結局行政側も利用できる人にだけ利用してもらえばいいんだ、あるいは何か苦情があってもこちらに言われても管理運営は任せてあるんだから、こっちに言われてもどうしようもない、こういうふうになるのではないかと。要するに、責任の所在があいまいになることが市民としては一番心配なところなんです。ですから自治体の責任というのは仮に管理者に変わってもこれまでと変わらないんだということを条例の中でも、また市民へのあらゆるお知らせの中でも明確にしていきたいと思います。この点いかがでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 指定管理者に指定しましても市の施設でございます。ですから、市が十分にその施設が、市民の福祉にとって資するようになるような形で指定管理者制度を利用していきたいと考えますので、時には内容によっては実施に検査をしたり、あるいは私たちが考えています仕様書あるいは契約書の中身に沿っているかどうか、常にこれは指導監視という形でやっていきたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） ですから、自治体の責任というのは変わらないということ、例えば

文書で出すんだったら文書に盛り込む、住民の説明会の中でも明確に、その中で言っていたかと、そういうことは心がけて、心がけてというよりもやっていただきたいと思います。

それで、1問目の質問の中で、住民参加型の仕組みづくり、例えば運営委員会の設置ということ为例に挙げておりますけれども、その施設の管理運営が以前と比べてどう変わったのかということは、日ごろ利用されている住民や団体の方たちが一番実感できるはずなんです。ですから、実際利用している市民の目線で判断をしてもらうことこそ必要であり、これは指定管理者制度に移行する上で住民側の担保ともなり得るものですから、ぜひ前向きにご検討をいただきたいと思います。大体公の施設というのは、国民や市民の税金で建てた住民のための施設です。法律が変わったからといって市民に何の報告もないまま、意見も聞かないまま営利企業などに管理運営をゆだねていいのか。そういうことはやはり市民の権利として当然言えるはずなんです。ですから、利用者の申し出により設置することができるというような形でもいいと思うんですが、住民参加を保障するという仕組みづくり、これはもう考えるべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） やはり施設は市民のためにございますので、市民のためになるような管理運営の方法が望ましいというふうに考えています。そこまでまだ具体的に考えておりませんが、やはり利用者の意見は何らかの形で聞く必要があるというふうに考えておりますので、そういうことも改めて今から検討してまいりたいというふうに考えてます。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） よろしくお願ひします。

次に、雇用の問題についてお伺ひします。

市が出資する法人である財団や協会が今委託をされて運営してありますが、新たに管理者にこの財団や協会などが指定をされなかった場合、そこで働いていた職員の雇用については市はどう考えておられるのでしょうか。他県の例では、公社の職員が全員解雇されたという事例もありまして、自治体には雇用確保に努める責任があります。その影響は財団が今清掃業務などを委託しておりますけれども、その委託先にも当然及んでくると思います。それで、その委託契約なども同時に切れるのかどうか。その2点についてお伺ひします。

議長（村山弘行議員） 助役。

助役（井上保廣） ただいま私が、助役が、太宰府市文化振興財団の理事長をいたしております。中林議員の質問の中でもお答えしました。民間参入ができるということ、このことについてはいろんな多方面からの競争、そのことによって住民の利益というふうなものが向上するならばそれでよしとしなければならない。ただし私も13施設、100人余りの職員がおりますので、そのことについては闘うと言いました。競争をもって提案をし、最少の経費でいけるように、運営できるように競争してまいりたいというふうに思っております。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） それはいいんですけども、私がお聞きしているのは、財団が管理者に指定されなかった場合、今働いている臨時や嘱託、パートなどの職員の雇用がどうなるのか、それをどう考えるのかということをお聞きしてるんですが。

議長（村山弘行議員） 助役。

助役（井上保廣） 私は今言っておりますように、それが公募に落ちた場合どうなるのかということ、それは考えておりません。私はサービスにおいても運営費においても民間以上に、また同等にサービスが提供できるように努力していきたいというふうに思っておりますので、私は強い言葉であったかもしれませんが、決意表明を含めてやらせていただいた次第です。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） わかりました。

それで、やはり雇用の問題っていうのは大変大きな問題で、対策としてはやはり先ほど申し上げたように、条例や協定書の中に希望者の雇用を引き続き行うということ、やはり雇用に関する保障というのをしっかりと明文化しておくべきだというふうに思うわけですね。それで、特にやはりこの場合、行政の都合で自分たちの雇用がどうなるのかが左右されるんですから、やはり市はそこに大きな責任があると思います。助役は引き続き財団が請け負うようなお考えのようですけれども、この点は条例明文化するののかしないのかを、6月議会には条例案がもう提案されますから、そのときに言ってもすぐ入るものではありませんので、この3月議会でその辺を確約をとっておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 理事長の強い言葉がございましたからちょっと言いにくうございますが、財団の方から指定管理者の方に移行した場合、やはりそれまでのノウハウ、あるいは引き継ぎ等がございますので、新しく指定管理者になったところには職員のあっせんと、そういうものはしたいと思いますが、条例の中に従業員全員再雇用をすることというようなことはなかなか難しゅうございます。これは民間のいろんなノウハウ、いろんな人事、あるいは人事の資質の問題とか、そういったことございますので、あっせん等にはできると思いますが、条例の中でそういうことをうたうっていうのは難しいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 何も全員の再雇用をっていうことを言ってるんじゃないかって、希望する職員の雇用を引き継ぐと、そういう保障を、要するに短期契約者などの職員の雇用について、これは仮に財団がそのまま管理者になったとしても経費の見直し云々で削減されることは十分にあり得ることなんです。ですから、その点はやはり条文の中でしっかりとうたうべきだろうというふうに思います。この先様々な民間企業が名乗りを上げてくるとは思いますけれども、そういう雇用の、市民の働く権利を守り、また雇用確保に努めるというのも行政の一つの大きな役目だというふうに思いますんで、その点はやっぱり、今考えてないとは言われましたけれども、もう一度お考え直していただきたいというふうに思います。

それで、指定管理者は市が決めた上限の枠内で利用料金の設定ができることになっておりますけれども、その収益と市から支払われる指定管理料というので、その施設運営をすることになるわけですね。それで、冒頭の説明で、コストの削減ということをまず一番最初に言われましたが、指定管理料は何を基準に算出をするのか。それから、利用料金の上限の決め方は何を基準に設定をするのか、この2点についてお尋ねします。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 使用料は現在の使用料がございまして、そういうものからいろいろ算定をしてみたいというふうに考えておまして、今のところ上限は幾らにするかということも含めて指定管理者とした場合は上限がどのくらいなのかということも検討をしていきたいというふうに考えてます。

それから、支出の方ですけども、例えば極端に言いますと、今私どもが管理委託しております財団の方に2,000万円ほど、例えば委託料として支払っておりますけども、いろんな努力次第ではこの委託料が0円、あるいはプラスになることも考えると。これは極端な例でございますが、そこまで計算はまだしておりませんが、いずれにしても赤字、委託料が今の委託料よりも安くなる、あるいはサービスがよくなる、そういうものを目指して指定管理者制度を導入いたしておりますので、いずれにしても今以上に高くなるってということになると、やはり今の財団の方が効率がいいということになりますので、そういうことを含めながら今後検討をしていきたいというふうに考えています。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 指定管理料っていうのは、やはりサービスの質や水準を維持して、その業務を担うにふさわしい賃金、あるいは労働条件等を担保とするものでなければならないというふうに思います。ですから、まずコスト削減ありきで指定管理料を算出すると、こういうお考えがもしおありなら、その点は改めていただきたい。総務省通知にも管理経費の縮減がしっかりと書かれてありまして、これを条例の中にも盛り込んでいる自治体がありますけれども、これは法に定められた事項ではありませんので、条例にはそうした文言を入れないように求めます。

利用料金の上限につきましても最初申し上げたとおり、現行の料金をできる限り維持する、維持できる条件にしておかないと、いきなり値上がりでもしたら公共施設の役割が果たせなくなります。ですから、管理者として望ましいと思うのは、先ほど中林議員も言われたように、NPOや社会福祉法人、市民団体が管理者になる形が私も望ましいとは思っておりますけれども、それはそれで難しい点もありますので、平成18年度から順次移行していくというご説明でしたけれども、やはりそれぞれの施設によって役割、それから機能も全然違います。ですから、そういった点では私たち議会が住民の目線で慎重に一つ一つチェックすることが求められてはおりますけれども、当局におかれましても住民の立場で個々の条例改正については提案されることを要求しまして質問を終わりたいと思います。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員の個人質問は終わりました。

ここで15時30分まで休憩いたします。

休憩 午後 3 時16分

~~~~~

再開 午後 3 時30分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番門田直樹議員の個人質問を許可します。

〔6番 門田直樹議員 登壇〕

6番（門田直樹議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

中央省庁ではIT調達をめぐる不透明な支出や随意契約が問題となっています。太宰府市においてもIT関連の予算は膨大なものであり、これらに対して適切なチェックが行われているとは思いますが、どのようなお考え、また体制でIT化に取り組まれているのか。今日は、まず第1弾としてCIO、いわゆる情報化統括責任者制度並びに太宰府市のIT資源とその活用状況について質問いたしたいと思っております。

コンピューターの分野はハード、ソフトともまさに日進月歩です。私も以前はIT関連の仕事をしておりましたが、半年、1年で知識が古くなるのがこの世界です。今は単なるエンドユーザーの一人で、太宰府市の電算システムのことなどわかるべくもありませんが、本日はぜひ執行部の方々にご教示を賜りたく、何とぞわかりやすくご答弁いただきますようお願い申し上げます。

なお、内容上どうしても片仮名や略称が多くなりますことをお許しください。

さて、まず1点目としまして、太宰府市のCIO制度はどうなっているのかお尋ねします。

統括責任者は具体的にどなたでしょうか。ITに関する専門知識はお持ちでしょうか。IT調達に関する請求の適否はどなたが判断しているのでしょうか。アドバイザーとして外部の専門家を配置するお考えはお持ちでしょうか。

次に、2点目としまして、太宰府市のIT資源とその活用状況についてお尋ねします。リソースの管理はどなたが行っているのでしょうか。IT機器とソフトは適正に設置されているのでしょうか。職員のスキルと職務上の必要に応じた構成になっているのでしょうか。小・中学校の生徒のIT学習において、インターネット体験は模擬接続で十分であると考えますが、どうでしょうか。文化ふれあい館やいきいき情報センターで小・中学生がゲームに興じたり、アダルトサイトをブラウズしているのを見かけますが、対策はおとりでしょうか。

3点目に、IT資源の関連で、市のホームページについてお尋ねします。まず、専用サーバでしょうか。容量は幾らでしょうか。月当たりの費用は幾らでしょうか。サーバのレンタル料、ホームページ保守、更新委託料、ドメイン取得、更新代行費など、かかっている費用をそれぞれお答えください。現在使用している領域サイズはどれくらいでしょうか。例規集を載せ

る考えはおありでしょうか。

以上、3点、計14項目についてお答えいただきたいわけではありますが、先ほど片井議員の同じような質問に対して市民部長のお答えは、優秀な職員がおるので、そういう考えはないといったようなことをお答えいただきましたが、私が聞きたいのは、本当にこの経費削減を本気でやる気持ちがあるのかどうか、その姿勢についてお伺いしたいわけでありますので、さらに真摯にお答えいただきますようお願いいたします。

あとは自席にて再質問させていただきます。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 先ほどお答えしましたのは地域振興部長です。

最初に、「市の情報化統括責任者制度はどうなっているのか」についてご答弁申し上げます。

本市におきましては、情報化統括責任者を規定等で明文化したものはございませんが、本市の情報セキュリティポリシーにおける統括情報セキュリティ管理者や電子計算機処理におけるデータ保護管理規程におけるデータ保護管理者として助役を最高責任者として位置づけられていますことから、実質的には助役が情報化統括責任者になります。

次に、「専門知識はあるのか」についてですが、助役は技術的、専門的な知識は別として、情報資源の活用方法等、情報化戦略を企画立案する責任を有する情報システムの全体を統括する最高責任者として適任であると考えております。ちなみに昨年10月に総務省が作成した地方自治情報管理概要によりますと、情報化統括責任者を任命している市町村1,369団体のうち、77.9%の1,067団体において助役を同責任者に任命しております。

次に、「IT調達に関する請求の適否はだれがどう判断しているのか」についてですが、新規システム導入や既存システム更新の際には担当課において安易に特定の業者と随意契約するのではなく、可能な限り複数の業者のデモンストレーションを実施したり、見積書を出させたりして、費用対効果等十分な比較検討を行い、契約時には再度価格協議を行うなど、低額化に努めているところでございます。

次に、「アドバイザーとして外部の専門家を配置する考えはあるか」についてでございますが、本市にはIT推進に伴う専門家はいないものの、かなり精通した職員も育ててきていることから、現在のところ外部の専門家を配置する予定はございません。

本市の電算業務につきましては他の多くの都市とは違い、大型コンピューターをこれまで一度も導入せずに電算会社に業務委託することで、SE等専門職員の雇用や広い電算室の確保を行わず経費を節約してきたところであり、住民記録、印鑑登録、税、収納消し込み、年金、国保等の基幹系システムにおいては平成10年8月からクライアント・サーバー・システム化するなど、他に先駆けて早くからダウンサイジングに努めてきたところでございます。

また、新規システムの導入や既存システムの変更時におきましても可能な限り安価なパッケージソフトを使用し、基本的にカスタマイズしないという方針で進めております。

さらに、県内の市町村が参加してふくおか電子自治体共同運営協議会を設立し、電子自治体構築に向けた各種アプリケーションソフトを共同利用センターにおいて現在開発中であり、ITの専門知識を有する職員も配置していることから、本市のシステムを補完するものとして同センターとできる範囲で連携していきながら、さらなるIT関連予算の削減に努めてまいります。

次に、2点目のIT資源とその活用状況についてご答弁申し上げます。

まず、「リソースの管理はどこが行っているのか」についてですが、住民記録、印鑑登録、税、収納消し込み、年金、国保等の基幹系システムや財務会計、文書管理、グループウェア、ホームページ等の情報系システムなど、全課、または複数課にまたがるシステムについては基本的に地域振興課で管理を行い、特定の課のシステムについてはその所管課において管理いたしております。

また、1人1台の職員用パソコンやソフトについてはネットワーク管理ソフトを導入し、ウイルス等のセキュリティー対策やライセンス管理など、適正な管理を行っております。

次に、「職員のスキルと職務上の必要に応じた構成になっているのか」についてですが、システムの導入に当たっては、導入前にデモンストレーション等を行い、できるだけ職員が使いやすいシステムを選択いたしております。

また、システム導入時には必要に応じて操作研修を実施し、操作マニュアルをグループウェア上にも掲示し、職員がいつでも見られるようにいたしております。

次に、「小・中学校の生徒のIT学習においてインターネット体験は模擬接続で十分と考えるかどうか」についてですが、文部科学省が示します学習指導要領では各教科等の指導に当たっては児童がコンピューターや情報通信ネットワークなどの情報手段になれ親しみ、例えば社会科における資料の収集、活用、整理など、コンピューターなどを活用することが示されております。

また、県では小学校の低学年では情報機器になれ親しむことができる。中学校ではどんなことに利用できるか体験させる。高学年では課題解決の道具として活用することができるを情報活用能力の目標とされております。

小・中学校のIT学習においてのインターネット体験につきましては、本市でも2年生から4年生は教師が範囲を定め、5、6年生は子どもがテーマを決め、インターネットを活用しております。

次に、「文化ふれあい館やいきいき情報センターで小・中学生がゲームに興じたりアダルトサイトをブラウズしているのを見かけるが、対策は」についてですが、市内公共施設に設置しておりますキオスク端末機やインターネット体験コーナー用パソコンにつきましてはアダルトサイトやチャット、ゲームなどの好ましくないページへのアクセスを制限するソフトをサーバ側にインストールし、基本的にはつながらない設定にいたしております。しかしながら、一部のサイトについては表示されるため、キオスク端末機のトップページにゲームを禁止する旨の

注意書きをいたしております。

また、インターネット体験コーナー用パソコンについては各施設の判断によりゲームを全面禁止にしたり、口頭で注意したり、利用できるパソコンの台数の制限や利用時間の制限など、適切な対応を行っております。

以上のように、現状においてIT機器及びソフトについて適正に配置しているものと認識しております。

次に、3点目の市のホームページについてご答弁申し上げます。

「サーバーは専用なのか」についてであります。ホームページ専用のWebサーバを導入いたしております。

次に、「容量は幾らか」についてであります。Webサーバの容量は合計108GBでございます。

次に、月当たり費用についてであります。ホームページ維持費用につきましては月額11万5,889円でございます。内訳として、サーバ、無停電電源装置、バックアップ装置などのハードウェア保守費用が1万2,742円、ソフトウェアのSEサポート費用が10万2,228円、ドメイン名維持管理料が919円となっております。

また、更新委託料ですが、大きな改修作業を伴わない日常的な情報の更新につきましては職員の手により行っておりますので、委託料はございません。

次に、現在使っているサイズについてであります。画面の解像度は800×600ドットを基本といたしております。

次に、例規集を載せる考えはあるかについてであります。平成17年度におきまして所管課において予算化しておりますので、本市のホームページから例規集の閲覧が可能となる予定でございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） 今ご答弁いただいたんですけども、まず、今日は私の個人質問ですが、我々会派新風としましても、この問題に関しては非常に興味を持っております。鋭意取り組んでいることをお伝えします。

まず、お手元に資料、私の方から資料を出しておるんですが、ちょっと古いんですけど、去年の12月の読売新聞に出た記事なんですけど、これもう読まれたと思います。下にあるこの数字というのは、裏にあるこの数字というのは、私が予算書から拾ったもので、間違っていないと思います。

最初に助役にお聞きしたいんですが、市長は最後にお聞きしたいと思いますので、この記事を読まれてどういう感想をお持ちになったかお聞かせください。

議長（村山弘行議員） 助役。

助役（井上保廣） 不当請求、地方でもというようなことで、今度パソコンあるいは電子機器の

入札に際しましては、いろんなこういった批判等々もあるやに聞いてはおりますけれども、本市の場合に限りましては今担当部長も説明をいたしておりますように、まず精査に精査を加え、そして入札を行い、場合によっては随契ってというような形もありますけれども、基本的には競争入札というふうなことを基本として行っておりますので、他市にあるようなこと等についてはないというふうに思っております。

それからもう一つは、本市の場合にありましては当初の選択から、これは導入ではなくて委託方式でやってきております。他市の導入しておられるところの費用等は、今門田議員が掲げられておる部分以上の部分があるのではないかなという思っております。そういった意味において、歴代そういった選択を今日まで来ております考え方的にも間違っていないと、入札等についても今のように、私どもの市にありましては今申し上げたようなやり方でやっております。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） 続けてお聞きすればよかったんですが、ここに書いとりますIT関連費ですね、ざっと見ますと役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、計で3億4,400万円ほどになっておりますが、この数字の拾い方に関して間違いがないかお聞かせください。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 予算書計上の金額と相違はございません。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） ということになりますと、確かに、昔多かったのはホストコンピューター、大型コンピューターぽんと入れて、後は端末という形で、今太宰府市は、さっき言われたファイルサーバー形式でやられてあることだと思います。その分かなりコスト面で違うのは一応私も承知しておりますけれども、ただいろいろ、これ佐賀と長崎が例として出とるんですが、ざっと見ましても52億円の予算のうち、8億9,000万円、9億円ぐらい必要じゃなくなったということです。太宰府市で言いますと3億4,000万円ですから、2割として、大変な金額です。また、債務負担行為等も下にちょっと参考で上げとりますけれども、やはりこれ見ると太宰府市も全然、今の助役と地域振興部長のお答え聞きますと全く問題ないというふうにしきどうも聞こえんのですけれども、やはりそこは何とか努力して、専門家の意見を聞いてやればまた違うんじゃないかと思ひまして今日の質問に入ってるわけでありまして。それで、この長崎、佐賀のこういうのがこれ載ってますけど、NHKでもテレビありましたですね、見られたかもしれません。その中で、これどっちだったかな、佐賀か長崎か忘れたんですが、決済のシステムですね、庁内LANを利用した、これをつくろうと。ITゼネコンですね、どなたでも名前知ってる大きなところで、そこに見積もり出させたら11億円というのが出たと。それを、このCIOの下村さんだったと思いますが、これを全部分けて。分け切れんわけですよ、専門家じゃないと、こういうふうなもうパッケージみたいな形で、どこをどう分けていいのかかわからないと思います。これを分けて、そして地元の業者に全部発注をかけて、2億円で済んだと、引き算したら8億円ですか。こういう実績がもうあるわけなんです。だから、確か

にいるんなシステムの違いはあると思いますけれども、やはり何か参考になるんじゃないかと私なんかは思うわけです。

そういうふうなことでいろいろお聞きしたんですが、一つ一つちょっと、今統括責任者は助役ということで、いわゆる何に限らず最高、最高っていいですか責任者ということで理解してるんですけども、やはりここで言う情報化統括責任者、CIOというのはですね、最高レベルの判断を、業者も最高の、もう頭で持ってくるわけですよ。いや、これはどうにもなりませんと、分けられないんですよ。もしここちょっとでもいじくったら何があっても知りませんよと、大体こんなこと言うてくるわけです。そこで、いや違いますよって、あなたこんなもん頼んだ覚えもありませんよと、そういうことが言えるかどうかなんです。優秀な職員がおられるのは十分承知してます。最後のリソースとスキルの問題というのはまさにそこなんですけれども、そういうふうな方をできたら集めてですね、特に若い方がいいと思うんですけども、その中で3年か5年ですね、本当にこういうふうな電算関係のことに集中して仕事をしていただいて、その中でそういうふうな専門家を入れてそういうのをつくったらと思っておるわけです。その中で外部の専門家というのが、外部というのが、非常にもしかしたら嫌われているのかななんて思ったりするんですが、今非常に高齢者、就職非常に厳しい時代です。大きなメーカーとかデベロッパーとか、そういうところを早目に退職された優秀な方が、何かたくさんおられると聞いてます。私が具体的にどなたか知ってるわけじゃありません。そういう方を有効に活用というたら失礼ですけども、太宰府市にも何かたくさんおられるというふうなことも聞いております。そういった方の力を借りて、借りてっちゃうか雇ってやるのはやぶさかじゃないと私なんか、やぶさかって私が言うていいのかどうか知りませんが、思うわけです。お医者さんを雇うようなもんです。幾ら言っても素人は素人なんですよ、どんなに詳しくても、責任は持てんわけですよ。やはりシステムという大変奥が深いものというのにはやはりそれなりの専門家が必要じゃないかと私なんかは思います。

それと、リソースのことで、でしたらちょっと少しお聞きしたいんですが、地域振興課が管理してあるということで、例えば一例として、議員控室にパソコンが3台あるんです。大変ありがたいと思いますが、これがどういふか、ハードディスクが2つ、パーティションが分かれてるんですよ。片一方が、ルートドライブが4ギガぐらいでしたか、片一方のDドライブが24ギガ、だれも使ってません、まっさらです。別に何ですか、システム振り分けたりはしてないみたいだから、恐らくこっちの分けた方はデータ領域として考えたのかなと思いますけど、公的なもので、我々議員があそこみんな、だれかあそこにいつも座って使うわけなし、あそこに大量のデータ保管するはずがありません。はっきり言うて意味がないと思うんです。何か意味があるんでしょうか、お聞かせください。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 市の方が1人1台パソコン導入という時点で、ぜひ議会の方にもデスクトップを置いていただきたいという要請がございましたので、設置をいたしております。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） いや、そうじゃなくて、そりゃ重々感謝しておりますけれども、あの中のハードディスクがパーティションになってるといふその理由は何かあるのかをお聞きしているわけです。

議長（村山弘行議員） 地域振興部次長。

地域振興部次長（三笠哲生） パーティションを切るにはいろいろな理由づけがございますけども、一般的にシステム領域とデータ領域を分けたということがございます。パーティションの量が不相当であるということであれば、事務局通して申しただければ、その対応を図っていきたく思っています。スタンドアローンのパソコンのことということは確認させていただきたいと思いますが。

（6番門田直樹議員「いや、3台ともですよ」と呼ぶ）

ネットワークにつながったパソコンじゃなくて、スタンドアローンの数が。

（6番門田直樹議員「そうです、そうです」と呼ぶ）

じゃあパーティション切るのは、データを一時保護しなくちゃいけませんけども可能であります。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） ということをお聞きしたんですけども、実際パフォーマンスがすごく落ちてるわけです。当たり前で、太宰府市の職員全部を一つの狭い部屋に集めてあとがらんどんで、いざ働けたって、そりゃ動けるわけがないですね。だから同じような状態起きてます。しかしそういうふうなことも、ただそのまんまになると。これも議員は別にインターネット見るぐらいだろうってこともあるかもしれませんが、そんなところも一つ。

それとか、例えば市では幾つか、例えば審議会の審議結果なんか、会議録とかPDFで配布されたりしてますけれども、このPDFの変換ソフトは何をお使いでしょうか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部次長。

地域振興部次長（三笠哲生） 商品名を言ってよろしいのかどうか分かりませんが。

（6番門田直樹議員「聞かせてください」と呼ぶ）

アクロバットリーダーを使ってありますし、また文書管理ソフトで入れましたドキュワークスというソフトがございます。これの中でもPDFファイルに変換することは可能でございます。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） リーダーじゃなくてアクロバットですね、バージョン6ぐらいでしょうね。これなんかご存じだと思いますけども、市価でいきますと6万円ぐらいかかりますね。自治体ですから余り値切らずに気前よく、多分購入されてあると思いますし、また一般企業ではいけないことですが黙ってコピーしたりもしてありますが、市ではそういうことなく、恐らくライセンス契約で一括購入されてあると思います。

パソコンが何台あるかもちょっと聞きたいのもあるんですが、一つここで、例えばPDFに変えるなんていうのはシェアウエアなんというのがいっぱいありますよね。そういうふうなこと。シェアウエアを地方自治体を使うのなんて全然問題ないと思いますが、その辺はどうお考えでしょうか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部次長。

地域振興部次長（三笠哲生） パソコンにインストールしますソフトにつきましてはいろいろな管理の問題が出てまいります。それで、先ほど部長の答弁の中で、管理ソフトでいろいろ管理するってということでご答弁申し上げました。

シェアウエアにつきましては著作権フリーの問題とかいろいろありますので、またあとウイルスに感染しやすいという部分もありますので、現時点では正式には、入れてる分は、どれとどれがあるっていうのはちょっと私も記憶はしてませんが、基本的にはシェアウエアは活用してないんだろうと思います。圧縮ソフトとかそういうものについては活用してるというのは聞いとりますけども。

以上です。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） 余り技術的なことはここでくどくど言っても仕方がないと思いますので、ちょっとそのことはもう言いませんが、シェアウエアをうまく使うというのは一つの手だと思います。

また、GIFですね。何ですか、グラフィックインターチェンジフォーマットですね。GIFを使って、特にホームページには、太宰府市のホームページもGIFはたくさん使ってますね、JPEGも使ってますけど。これに関してはアメリカのユニシス社ですね、が著作権を主張してます。ていうか、これもう裁判で勝ちましたね。特に法人関係には莫大な著作権料を請求されて、敗訴して払ったという事例もありますが、この件に関して、GIFの使用に関して太宰府市ではどういう見解をお持ちでしょうか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部次長。

地域振興部次長（三笠哲生） ホームページに貼りつけてあるデータ形式についてはちょっと私も了知しておりませんので、門田議員専門的にご了知のようですので、その辺ご指摘いただきましたら、私も担当の方に確認したいと思います。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） ていう、私も個人的にはこのGIFを使っています。グラフィックで非常に便利な、またいろんな機能を持っていますから、ホームページにはっきり言ってなくてはならないというものですけども、実際こういう問題が起きてきて、今PNG形式ですね、PNGですね、やってる、これ重たいんですけど。いろいろそういう工夫が要りますけども、今のところユニシスも個人ユーザーに関しては大目に見てるようですけど、自治体とか法人に関しては本気でやるぞという。今IT関連厳しいですから、そういうふうなうわさも聞きます。その辺の

ことは対応された方がいいと思いますが、その辺のこともやはりそれなりのやっぱり専門家ですね、この人に聞けばわかると、あんにに任せたいという人を置いた方がいいんじゃないかならうかと思って、ちょっと聞いてみました。

また、適正な配置とかスキルに応じた云々っていいものは、ちょっと聞いたんですけど、例えばMSオフィスがありますね。ワードとかエクセルとか、皆さん使っていると思います。これも通常市販されたり、あるいはOEM契約で製造しているようなパソコンなんか、いわゆるパーソナルとプロフェッショナルというのがありますね。パーソナルっていうのが今言ったようなワード、エクセル、アウトLOOKぐらいですね。プロフェッショナルは、これにパブリッシャーとかアクセスとか、いろんなものが入ってきます。その中の、特にこういう太宰府市ぐらいの規模ですと、アクセスなんか役に立つんですね。いわゆるリレーショナルデータベースのアプリケーションですけど、これなんかは、だからこう聞いてみると、入っていると入ってないところがありますよね、当然だと思います。必要ない人、要するに使わない人、使い切らない人、あるいは必要がない人のところにそんなもんあって、その分の金払ったらもったいないですから。そういうところをきちんとしてるのかどうか。といいますのも、異動がありますね。異動したら、人間は異動しても、パソコンの中のデータは動かせるけどシステムというのは、先ほど集中管理の話ありましたけど、そう簡単じゃないですね。じゃね、そんなふうなところ、もうきちんとして職員ニーズに合ったことをされてあるのかお聞かせください。

議長（村山弘行議員） 地域振興部次長。

地域振興部次長（三笠哲生） MSオフィスのアプリケーションソフトについては今ご指摘のとおり、アウトLOOK、それからワード、エクセルがバンドルされたOEMの分を使っております。あとパワーポイントとかデータベースソフトのアクセスとかというものにつきましてはライセンスがある分で行っております。

その利用につきましては地域振興課の方で利用内容、使用の目的等をヒアリングしまして、必要などについては毎年度ソフトの導入の申請を所管から出していただきまして、その適否を判断しながら予算措置をしてインストールをしております。

今ご指摘のように、ソフトは入れたけどもその活用状況がどうなのかということについても管理をしながら運用を適正に図っていただいておりますのでご理解いただきたいと思います。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） よろしく申し上げます。

実は我々会派新風で今度四国の方へ行政視察に行つてまいりまして、新居浜市ですね、の方に行きまして、いろいろいろんなことを勉強させていただいたんですが、その中で、これ職員がつくっておるんですね。基本計画の入力法、太宰府市も基本計画つくりますね。それをずっと、恐らく文書とかファイルをばっとかき集めていろいろ整理してつくられてると思いますけど、それを、一発っていわけにやいかんでしょうけど、これアクセス使ってますね。これ詳しい職員の方あって、非常に精緻な内容をつくられてます。こんなことも、私太宰府市の詳し

い職員さんはできると思う、十分な時間と権限を与えてやれば。こんなことも一考をお願いします。

また、その次の小・中学校の生徒のIT学習についてですが、結局、これ前々からこんなこと言っただけですが、いつだったかな、去年の予算委員会だったか、パターンのインストールで400万円くらい計上されてあったんですよね。確かそんな記憶がある。400万円ですよ。恐らくはアプリケーションの土台の更新とパターンファイル等のメンテナンスだと思っただけですが、いずれにしてもすごい金額だなと思います、理屈抜きに。それはなぜ必要かという、要するにオンラインだからですよ。要するに、私なんかは思っただけですが、自動車学校と一緒に、子どもに車の運転を教える、いいでしょう、今は必要と言っただけならそりゃ教えるでもいいかもしれんけど、教えるのだったら、自動車学校みたいな構内でしょ、赤信号はとまりなさい、人は撥ねないようにしなさいとか。よしおまえちょっともうなつたけえ外へ行ってこいって、そういうことはしないと思う。要するに周りがやってるから、今はやりっていうか、必要って、本当に必要かというたら、一体何が必要か。また周りがどれくらい、いわゆる大人っていいですか、我々含めた、がどこまでインターネットとかこういうIT関連というの理解しているかっていうと大変疑問です。まず、何ですかね、こんな箱があって、まずコンピューターが何で動くんだよっていう、そういう基本をやることだと思っただけですね。文部科学省がそういうふうなものをつくるから絶対やらにゃいかんのかと思っただけですね。もし私が学校の先生だったら、全部、もう今こんぐらいのCD1つで4ギガぐらいは入るんですよね。そこにたくさんいろんなサイトを落として、ただサーバの関係で一部使えない機能は出てきますけど、それを幾らでも見ると。ウイルスソフトも何も要らないんですよ、こっぴげたらまた入れちゃあたいて、そんなことができるわけですよ。そういう工夫をした、そしてみんながそれに工夫してかかわったIT教育なんていうのをやった方が、よっぽどいいんじゃないかと思っただけです。経費は物すごい削減ができると思います。LANも要りません。職員室だけでやればいいと思っただけですよ。

そんなことを思っただけですけども、もう一つの文化ふれあい館とかいきいき情報センター、先ほどのセキュリティー、ゲートウェイなんかをしてあるのかなと思ったりもします。あるいはインターネットのスーパーバイザーパスワードとか、そういったことを工夫されてあるのかもしれないけど、さっきご答弁にあったように、あんなもんにでもなります、ちょっと詳しく聞いたら。

私は、私も男って言ったらまたいかんけど、そんなもん見ちゃいかんとは言いません。私もアダルトサイトは研究のために見たことがありますけど、問題はそういう中学生とかがそういう公衆、少しは恥ずかしそうにしていますけど、公衆の中で見て恥ずかしくない、その神経がいけないんですよ。問題はそこなんです。子どもがもう夏は涼しい、冬は暖かいところでゲームをわあわあやって、外で遊ばないのがいけないんですよ。何で、いいじゃないかって。恥ずかしさとか怖さ、ジェンダーフリーと一緒にですよ。何でもかんでもごっちゃにしちゃみたいなの、

これ置いとって、そういう何か開き直ったようなところがあると思う。行政がこれに加担しちゃいかんと思って、ちょっと取り上げました。この件はそういうことで承知しました。

最後はホームページの件ですけども、専用ということで、ただ専用で108ギガ、こんなもんかなという感じですが、値段もかなり妥当だと思います。私は以前県の出先関係に勤務してまして、ホームページつくったりしとったんですが、そのときこれの料金表ですね、見て、ああやっぱり結構高いけどこんなもんだろうなって、話聞いたら何とそれは1か月やったんだよね。私1年間と思ってびっくりした。何でこんなに高いとやと言って、結構もめにもめたことがあります、そこと。どういうことかという、一言で言うと、もうこれはばらばらになるものをばらばらになりませんと言うんですよ。もういやこれは要らん、おれこれとこれは欲しいけど、これは要らんっていうの、もう定食で食べてくださいって。残してもいいからお金だけは払ってくださいと、そういうことを言ってるんですよ。だから、そのシステムぐらい私でも十分わかりましたから、あんた何言ようとね、これ要らんっていうの何で払わないかんのやて。それと、実勢価格ですね。どう考えたってあんたびっくりするような値段じゃないですかと。そういうことをやっぱり言いましょうや。僕は言うべきだと思います。1円でも下げた方がいいと思う。

問題は108ギガのうち、さっき使用してるサイズは800×600だ、これモニターの解像度のことですね、多分。それじゃなくて、さっきお聞きしたのは、サーバのホームページを置いてる、使ってる領域がどれぐらいかって、それ聞いたんですよ。お願いします。

大体でいいですよ。

議長（村山弘行議員） 地域振興部次長。

地域振興部次長（三笠哲生） Webサーバの利用率。

（6番門田直樹議員「そうそうそうそう」と呼ぶ）

60ギガのうち1.134GBを使用してるということで、約1.89%です。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） 前回聞いたときと余り変わってませんですね。簡単に言うと60のうち1.9、2ということで、ほんの何%ですね。つまり言うてみたら、もう丸々あいてるところですね。この丸々あいてるところに、例規集が載るといって大変結構だと思います。ついでに、ついでというたら失礼ですけど、予算書や決算書も載せていただきたい。このボリュームですね、キャパシティーとしてはもう幾ら載せても十分に載せられます。

もう一つは、これらを乗せるときに恐らくPDFあたりを使われると思いますけれども、先ほど言いましたPDFっていうのは、既に皆さんいろんな決算書にしる予算書にしる、すべてをつくられるときに電子化してると思います。そこからすぐに、すぐについていったら、人間が操作はしないかんですけれども、システムつくれば簡単にできます。それをただ載せてもらえばいい。ただしこれはいついつの時点ですよということですね。もしそれがあつたら、私もこれ一生懸命、朝早う起きてこれずっと打ち込んだんですけど、こんなのもぱっと、何々関連

だったら、例えば委託料だったらこれがぱっと集計して分類して、そういうふうな精緻ないろんな分析とかが可能になります。ぜひそれをやらせてください。

いろいろくどくど申しましたが、市長に最後このIT関連の予算の削減について統括的なお考えをお聞かせください。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） IT問題に関していろいろ専門的用語を使われましてのご質問でございますけれども、ご承知のように、現在電子自治体に向けた取り組みをやっておるわけでございまして、そのためには行政事務の効率化とか、あるいは住民サービスの向上とか、いろいろございます。今後ともIT化を推進する必要はあると思っております。したがって、ただいまいろいろご指摘の点につきましても十分勉強しながら、費用対効果を勘案しながら、最少の経費で最大の効率上がるように努めてまいりたいと思っております。

それと同時に、まず専門的な問題につきましては、県がつくっておりますふくおか電子自治体共同運営協議会、その中におきましてもソフトの面を含め、また今後の運営化につきましても十分連携を取りながら専門性を進化させていきたいと、かように考えております。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） よろしく申し上げます。

先ほど第1弾と言いましたが、今度9月、今度は6月は男女共同に関して重大な議題があると聞いておりますので、9月に再度またこのことをやりたいと思っております。

最後になりますが、私としましては専門家のアドバイザーを中心に若手数名でチームを組んでこれらの問題に対処するのが一番よろしかろうと思ひまして、これを提言しまして質問を終わります。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員の個人質問は終わりました。

これをもちまして各議員の個人質問は終了しました。

~~~~~

議長（村山弘行議員） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

次の本会議は3月24日午前10時から再開します。

散会 午後4時09分

~~~~~